

4・18 全損保 シンポジウム

どこへ行く 「不払い・取り過ぎ問題」

「自由化」新局面を
迎えた損保の展望を語る



2007年4月18日
文京シビックホール

全日本損害保険労働組合

4・18全損保 シンポジウム

どこへ行く「不払い、取り過ぎ問題」 「自由化」新局面迎えた損保の展望を語る

2007年4月18日／文京シビックホール

●オープニング映像

●パネルディスカッション

本間 照光氏（青山学院大学教授）

1971年共栄火災入社。本社財務部財務課・証券課、川越支社で8年間勤務し、その間に共栄支部本分会青年婦人部書記長や職場委員を経験。埼玉県立高校の教員を10年勤めた後、北海学園大学経済学部教授を経て、現在、青山学院大学経済学部教授。保険、共済、社会保障の領域で研究を進める。著書に「社会科学としての保険論」（小林北一郎 [1899 - 1944] との共著 汐文社）、「保険の社会学」（勤草書房）、「団体定期保険と企業社会」（日本経済評論社）など。



鳥畑 与一氏（静岡大学教授）

1989年に静岡大学人文学部助教授、2002年から教授となり現在に至る。金融の領域で研究を進め、国民生活や地域経済を守る立場から発言を続ける。「邦銀のコングロマリット化をどうみるか」（『経済』2006年6月号）、「新自由主義の高金利正当化論を切る 経済学から見る消費者金融高金利問題」（『金融労働調査時報』2006年5・6月号）など論文多数。



斎藤 貴男氏（ジャーナリスト） <映像参加>

ジャーナリスト。日本工業新聞、週刊文春の記者を経てフリーとなる。教育問題をはじめ政治・経済・社会の幅広い分野で、格差社会や権力統制の危険性を批判。「機会不平等」（文藝春秋）、「安心のファシズム」（岩波書店）、「みんなで一緒に貧しくなろう」（かもがわCブックス）、「ルポ 改憲潮流」（岩波書店）、「空疎な小皇帝」（ちくま文庫）など著書多数。近著に「日本人と戦争責任」（森達也氏共著 高文研）。



吉田 有秀（全損保中央執行委員長）

2003年9月より全損保中央執行委員長。



パ
ネ
リ
ス
ト

司 会 西田 俊彦
（全損保産業民主化対策部部长）



オープニング映像

<シナリオ>

BGM	バッハ トッカータとフーガ
画像	ブラックホールのような、星雲のような、天国のような、抽象的な画像 中央に神の光
損保の神の声)	ウッオ、ホ、ホ、ホ、ホホホホホ わしは損害保険の神じゃ 今日は損保の労働者が大勢集まっておると聞いてやってきたのじゃ 本当に大変なことをやらかしてくれたのう 約款どおり保険金を支払わない？ 保険料を受け取れない？ なんとなげかわしいことじゃ。 お客様もこまっておるぞ。 おい、そこの司会者。ぼさっとしておらんで、とにかく、お客様の声を聞いて来んか。
司会)	そんなことをいっても、もう夜ですし
神)	えーい、つべこべいうでない。わしは神じゃ。何でもできる。 いますぐ街へ行ってこーい。
司会)	はい、わかりました。(舞台袖へ走って去る)
音	雷のような音 ガラガラガラ ドカーン
画像	2、3秒渦巻き 司会者、アアアアアアアという声とともに渦の中へ (場面転換) 街のインタビューへ 街をバックにしてビデオに司会が登場 (兜町、日本橋界隈)

舞台袖へ走った司会者がスクリーン上に登場（西田 俊彦全損保産業民主化対策部部长）



司会)	あっ、本当に街に来てしまった。しかも昼。さすが神様。こうなったらインタビューしてこよう。 (以下 実際のインタビュー)
街の声①)	現場で営業とそういった管理部門との意識の差があるんじゃないかなという気がしますね。現場はやっぱり営業は仕事とりたいでしょ。やっぱりリップサービスが多くなると思うんだね。「大丈夫ですよ」という形でやるから、受け取るほうも自分のいいほうに理解しちゃうというあれがあるんじゃないかなと思うんだね。
街の声②)	交通事故の、ちょっと後から追突されちゃって、鞭打ちみたいな感じで1週間くらい通院しているんですよ。いま自分で立て替えているんですけどね、お金。今後ちゃんともらえるのかどうかという…。
街の声③)	医療保険もめんどくさいですから、診断書付けなきゃいけないとか、ちょっとしたことで面倒くさいということがありますね。ありがちなことだと私は思いますね。
街の声④)	管理の問題っていうか、どのくらいの病気をした人に払うのとかそういう基準とかもっとしっかりしないともう一回こういう問題が起こるんじゃないかと思えますね。
街の声⑤)	なんかあったときのために払っているわけじゃないですか、お金を。何かあったときにお金がもらえないというのが一番困ると思うので…。

街の声⑥) いろいろ複雑ですよ。オプションとかついて。よく分からないで、もらえていないのかも把握できていないような感じで、大分保険の複雑なものが原因だとは聞いていますけど。でもそういうことをちゃんとチェックするのが保険会社の仕事なんで、充分チェックされて漏れないように、ということが必要だと思いますけれどもね。

街の声⑦) 契約者はわからないからね、そういうこと。手続も面倒だし、実際に何かあったときに連絡しても払われないというのは、非常に問題ですよ。ただで払っているみたいな感じで、払い損ですね。

街の声⑧) 結局ね、ユーザー側も契約者ですから、全部覚えているわけじゃないんで、やっぱり系統的にいい方法を考えないとまずいんじゃないかなと思いますね。

街の声⑨) 契約書が難しすぎる。だから余計に分からないんじゃないですかね。法律みたいのがバーって書いてあるから、あんなの読まないでしょ、普通。

街の声⑩) 契約する人も契約書をちゃんと見ていないんじゃないですかね。ちゃんと納得した上でサインしていたら問題は起きないと思うので。そういった意味では説明不足がありますし、お客さん自身の理解のなさがあると思うので。根本的に解決しないことにはずっと同じことの繰り返しだと思うので。やっぱりお客様が納得できるようにどう説明するかが一番大事だと思うのですけれども。

街の声⑪) 保険の外交員というか、そういう方がちゃんと把握してないんじゃないの、どういう段階で差し上げるっていうそんな(基準が把握できていない…編集部注)。できれば会社側としては払いたくないし、なるべくっていう思いがあるからそうなるんじゃないかな。

(西田 「売るときに問題があると」)

そうですね。そう思います。たいがいこういうのは入るのってお年寄りが多いでしょ。本当にばかげている様に丁寧に教えてあげないと、トラブルになりやすんじゃないかなあ。

(西田 「保険会社に問題があると」)

巢鴨地藏通り商店街でのインタビュー



街の声⑫)

そう思います。だってわからないもの私なんか。細かい字も読めないしさ、いちいちメガネも必要でしょ。めんどくさくなるから、「はいはい」という感じでしょ。

それはやっぱり組合がちゃんと組織をもってしっかりしないと、いけないんじゃないですか。一人ひとりの考えが一緒になってやらないと。個人個人ではできないと思うんですよ。がんばって、あなたたちも労働組合でいらっしゃるならば。なかなかしっかりしていらっしゃるみたいですから。

街の声⑬)

不払いなんでもってのほか。もってのほかですよ。ねえ。こつこつ、こつこつ払ってきたものが不払いじゃねえ、ひどすぎますよ。

街の声⑭)

つくりすぎなんだよ。わかんないもんね、いっぱいありすぎて。だから実際に細かく分けて、この時にはこうだというあれがないんじゃないの。

司会)

(巢鴨地藏通り商店街入口)

地藏通り商店街にきました。ここでもインタビューをしてみましょう。

街の声⑮)

契約者のほうもよく内容を確認していないものですからわかりにくいと思いますが。そうですね、ひどいと思います。

街の声⑯)

(女性)そりゃもちろんね、いけないですよ。そう思います。うちは実際にそれを経験したから。何ヶ月くらい通ったかな…。3ヶ月。一日1万円出るからということだけっこうかかっていたんだけど、実際にもらうときになったら、なんていうのかな、生活できる範囲で、それ以上は出ないって。

(男性) だから二人ともエアバッグ出てさ、ここヒビいて、(胸を指す…編集部注) 二人とも唸ってて、その時はもらえたけど、少しよくなったらもう切られちゃう。

(女性) どこまでの、あの範囲がわからないでしょ。病院に入院していたわけじゃないから。

(西田 「どこで完治をしたかって言うこととかですよね」)

(女性) そうそうそう。それが3分の1くらいだよねえ。ねえ。ああいうのは細かいとこまで私たちは見ないからねえ。

街の声⑰)

読みきれないよね、約款は。だからうまくすすめられて入っちゃうとか、それはありますよね。もうやっぱり我々にわかるように説明してくれればいいんだけどね。

街の声⑱)

なんか1回入ったときはけっこう親切なんですけれども、途中でこう変わったときにそういう連絡もないので。たとえばツーバイフォーとかいろんな問題がおきてるじゃないですか。だから今からしっかり返してほしいですね。返していただきさえすればいいんですけれども。人間だからいろいろそういう不手際というのはあるかと思うんですけれども、黙っていますよね、今。だから結局本社ではとらえていても、出張している支店とかそういうところの人がきちっと把握していないので、そういうところのミスとか。本社から支店に全部こうできれば。返していただければ、私たちのお小遣いにもなりますので。

街の声⑲)

あれはまあ、おかしいですよ。入るときにちゃんと説明でもしてねえ、納得して入っておれば、後であれだけ。ねえ。火災保険に限らず、自動車保険も問題になってますけどねえ。

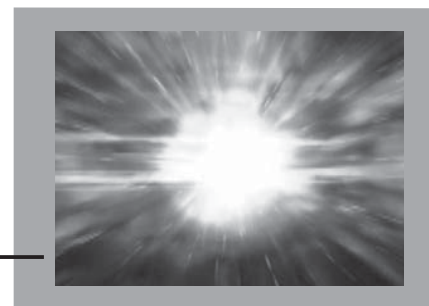
街の声⑳)

払わないのは汚ねえよな。やっぱり契約どおり払ってもらわねえと。

街の声㉑)

事情があるのかどうか分からないですけど、やっぱりなんか、払っている分だけの働きはしていただきたいと思えますね、はい。

怒り、なげく損保の神



音

(場面転換)

雷のような音 ガラガラガラ ドカーン
画像元に戻る

(損保の神の声)

アアアアアあああああ (嘆き)
それみたことか、皆怒っておる。わしの面目はまるつぶれじゃ。

でも、わしも悪いのじゃ。お前達だけのせいではない。かれこれ10年前、アメリカの損保の神にそそのかされ「自由化」とやらを受け入れてしまった。あれからいろんなことがあった。それが消費者のため、といいながら。黙って見ていたわしがバカだった。

どうしてこうなってしまったのじゃろうか
これからどうなるのじゃろうか

損保に働くお前達、わしとっしょに考えてみてもらえぬか。
よろしく頼むぞ

画像 フェードアウト 音楽とともに暗くなる

司会)

シンポジウム「どこへ行く 「不払い、取り過ぎ問題」 「自由化」新局面迎えた損保の展望を語る」を開催します。

パネルディスカッション

司会) それではパネルディスカッションをはじめます。

まず、本日お迎えしたパネリストの方々をご紹介します。

お一人目は、青山学院大学教授本間照光先生です。先生は、保険について研究を深められていらっしゃる、全損保は日頃から大変にお世話になっています。全損保共栄支部組合員から学究の道にお進みになったという経歴をお持ちです。

お二人目は静岡大学教授鳥畑与一先生です。金融論について研究を深められており、昨今の金融行政のあり方にも、国民・消費者の立場から積極的に発言をされています。

三人目は、全損保委員長吉田有秀さんです。全損保の運動の先頭でがんばっておられます。みなさん、よろしくお願ひします。

討論のテーマは、シンポジウムのタイトルの通りです。社会的問題となっている「保険金不払い問題」や「火災保険料取り過ぎ問題」。これがなぜ生じたのか。いったい、損保産業に今、何が起きているのか。そして、今後の展望をどこにみいだしていけばよいのか、という観点で大いに論議を深めていきたいと思ひます。

討論は、前半、後半にわけて進行します。

前半では「不払い問題」「取り過ぎ問題」とは何だったのか、このような事態がなぜ起きたのかという、いわば「過去と現在」の問題について。

後半では、「損保はどこへ行くのか、将来展望はどこにあるのか」という、いわば「現在と未来」の問題について討論を深めていただきます。

それでは、さっそく討論を始めます。きっかけとして吉田委員長からお願ひできませんか。



パネルディスカッション
スタート

<前半>過去と現在

「不払い、取り過ぎ問題」とは 何だったのか、なぜ起きたのか

吉田 原因は「自由化」に行き着く
…ルール敷いた側の責任は不問のまま、
という異様さ

みなさん、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

「不払い、取り過ぎ問題」がなぜ起こったのかということについて考える時、基本的には次の二つのことが出発点になると思ひます。一つは、問題が発覚した直後から私たちが指摘をしていますように、損害保険の最も基本的な機能が傷ついてしまったという深刻な問題であるということ。もう一つはどこかの会社や職場でたまたま起こったということではなくて、この産業そのものが傷ついているという質の問題であるということです。

その上で、なぜ起こったのかという原因を考えると、「自由化」—1998年の算定会料率遵守義務廃止—に行き着きます。膨大な特約が生まれていったことも、損調部門も含めた要員削減がどんどんすすんでいったことも、要するに「不払い問題」や「取り過ぎ問題」の要因として思い当たる節は、ほとんどが「自由化」以降の競争のなかで生じています。私たち全損保は、1998年の「自由化」のときに、これはオリに入ったトラを解き放ったと同じことなんだと、と指摘をしたものです。「自由化」の前は、私たちの運動も、価格競争をしたら社会的に役割が果たせなくなりますよと警鐘を鳴らすことだったのですが、「自由化」後は現実の問題としてこういうことが起こってくるのだと身構えました。これは私たちだけじゃなくて、たとえば当時の大蔵省の保険一、二課長の滝本豊水さんがインタビュー（保険毎日新聞 2006年9月21日号）でお答えになっていることですが、「自由化して多様な商品をつくると、かえって顧客保護に欠け、顧客の誤解を生じたり、保険会社の財務を危うくする。だから日米保険協議の決着には反対だった」と。こう答えているんですね。「自由化」をやれば、今日の事態も含めて、大きな弊害が出てくるということが分かっていたということもできるわけです。

それにもかかわらず、異様なことは、「自由化」そのものの反省や見直し、あるいは、「自由化」のルールを敷いた政治や行政の責任が問われずに、ルールの上を突っ走った側の責任だけが追及されているということです。それは後半のテーマになるかもしれませんが、この異様さの中に「不払い問題」のもう一つの本質、この問題が、「自由化」をやめようということではなくて、「自由化」をさらにすすめようとする一幕になっているという側面を見ることができます。全損保としてはそれらの問題意識も含めて、昨年11月に『緊急提起 損保産業再生の視点』（P.58に全文掲載）で、この原因の全体像と責任の所在を明らかにしていますけれども、今日は先生方に、なぜ起こったのかということから、さらに掘り下げていただきたいと考えています。

図表1

全損保では、1998年「自由化」直後の産業と職場の実態を検証し、本来の損害保険の姿に立ち返ることを求める「全損保緊急要求」運動にとりくんだ。要求は12項目にまとめられ、金融監督庁、公正取引委員会、国会議員、損保協会、経営者に提出された。いずれも、「不払い、取り過ぎ問題」につながる実態を様々な角度から指摘し、ただすものとなっている。今日の実態は、行政や経営者が労働者の声に真摯に耳を傾けなかった結果でもある。

「全損保緊急要求」運動・12項目の要求

(項目のみ、実際の要求書にはそれぞれ数～十数行の要求根拠を付している)

- * 無秩序な料率競争を中止させること
- * 新商品の乱売・乱開発に歯止めをかけること
- * 商品開発にあたっては十分な準備期間をおくこと
- * 競争促進・効率化一辺倒の経営姿勢をあらため、損害保険の社会的役割に立ち返ること
- * 過剰なサービス競争、不公正過当競争をやめること
- * 休日・時間外にわたる「顧客サービス競争」に歯止めをかけること
- * 損保労働者の社会的有用性に目を向け、従業員の労働実態悪化に歯止めをかけること
- * 無秩序な生命保険販売に歯止めをかけること
- * 無秩序な代理店の選別・淘汰をやめること

- * 損害保険制度の秩序を守るために必要な共通なルール・基盤を維持すること
- * 投機性の高い資産運用、金融商品への傾斜に歯止めをかけ、損害保険の安定供給を守ること
- * 金融各業態への参入・進出に歯止めをかけ、業態固有の社会的役割・使命を果たさせること

.....
司会) ありがとうございます。今の吉田委員長の問題提起を受けて本間先生、この問題の所在と重要性についてお聞かせいただきたいと思います。

本間 原理原則壊れた保険産業
「つながっていること」と「変質・変貌していること」

青山学院大学の本間です。元・共栄火災支部の組合員でした。ともかく今日のテーマである「不払い、取り過ぎ問題」。カラスが鳴かない日はあっても「不払い、取り過ぎ問題」の報道がない日はないというくらいの連日の報道です。生保だけでも12社で110万件に上ったという報道が2日前に出ているほどですね。これまでに生保の「不払い」、損保の「不払い」、そしてまた生保の「不払い」などなどですね。損保についても同じ日の日付、これは14日の報道ですけれども、「不払いで辞任続々」「遅い損保改革」。ともかく経営者が責任逃れをして、「潔ぎが悪い」という報道がされています。

バブルから現在のつながり

——大儲けをしようと大損を繰り返してきた保険産業

バブル経済が崩壊して、生保が次々と破綻をしていきました。97年の日産生命の破綻に始まって、国内生保の3分の1が破綻したんですね。破綻しないまでも外資に身売りを生保が続出しました。逆ザヤを抱えていたということですね。遅れて損保でも2社が破綻ということになりました。当時書店の保険関係の本は、「保険危機」の本の山だったわけですね。総合金融機関化を追求した結果、元も子もなくなりました。それまでは「業態間の垣根をなくす」「ワンストップショッピングだ」と学者を含めて盛んに宣伝しました。銀行も証券も、保険も垣根をなくすということですね。これに対して、全損保が先駆的な発言をして、今日の事態を言い当てる非常に大事な警告を出してきたのですが、残念ながら聞く耳がも

たれませんでした。

今の「不払い、取り過ぎ問題」ですけれども、先日大きな書店で本を見ていましたら、関連した書籍が山ほどあるんですね。私は一つずつ書名と本の帯をメモしましたが、メモしきれないくらいなんです。ずっとメモしていたら書店の店員が回ってきて不審なおやじが何かやっているなどというので、「こりゃまずい」ってことでメモもしきれないし、まあいいかということで途中で帰ってきました。本はそれでも2冊くらい買いました。ことほどさように、ひどいことになっているわけですね。

こうやって見てみると、1980年代の半ばから始まったバブル経済、その破綻、保険会社の倒産、そして現在の問題。これをつなぐものがあります。保険産業の原理原則から離れ、効率化を追求して、大儲けをしようとして大損をしてきたというつながりがあるのです。結局は会社が破綻して会社を潰す。保険への信頼をも潰してしまう。保険離れを広げるという究極の非効率をもたらしているわけですね。大儲けをしようとして大損をしてきたということですね。

原理原則が壊れかかっている

—— 正確なリスク評価、料率算定ができないという問題

保険産業の原理原則とは、言うまでもなく正確なリスク評価をすることです。それを保険商品として設計をする、当然料率算定を厳密にする。人間のやることですから限りがありますが、可能な限りそれをする。先ほどのDVDで非常に心優しい女性が出ていましたね。「人間のやることだから間違いもあるでしょう」と言ってくれているのですが、私の顔もなんとなく言いますからね。いつまでもああいう気持ちでいてくれるかどうかわかりませんよ。

料率算定を行って商品設計し、商品化する。その商品を販売して、契約を引き受け、アンダーライティングをする。引き受けた契約をきちんと管理・運用する。そして必要な支払いをきちんとする。もちろん払ってはいけないものは毅然として払わない。こういう流れの中で保険の原理原則、仕事っていうものが流れていくわけですね。いま起こっている問題は、料率算定がちゃんとできてないという問題です。払うべきものを払っていない。取ってはいけないものを保険料として取ってしまう。何が正確なリスクなのか、リスク評価ができてない。当然、料率算定にも大きな不備があるということです。保険産業の原理原則そのものが壊れかかっているのです。

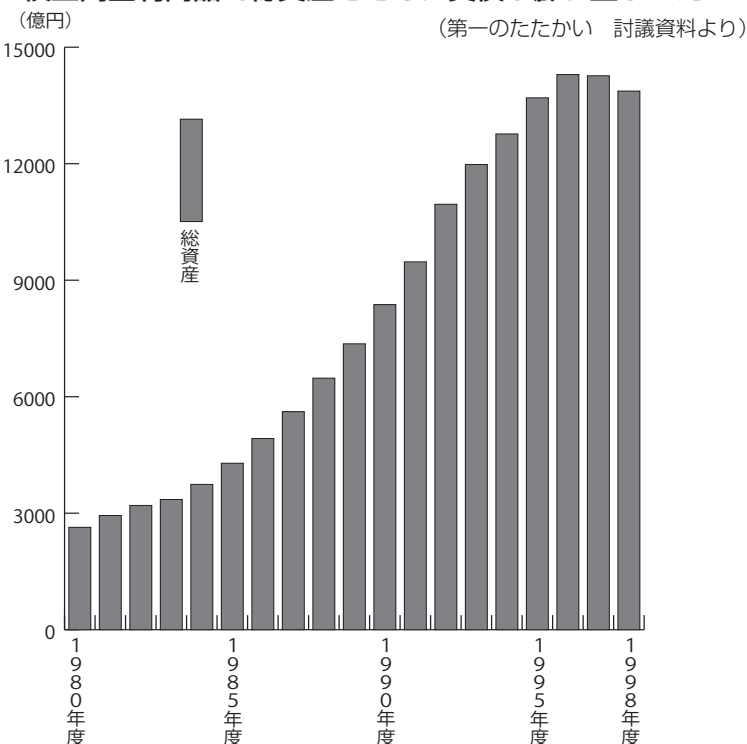
バブル経済においては運用の問題が起きました。生保はもちろんそう

図表2 保険会社の破綻

1997年	日産生命	あおば生命に契約移転
1999年	東邦生命	GEエジソン生命に契約移転
2000年	第百生命	マニュアルライフ・センチュリー生命（現マニュアルライフ生命）に契約移転
	大正生命	あざみ生命に契約移転し、あざみ生命は大和生命と合併
	千代田生命 協栄生命	AIGとスポンサー契約結び、AIGスター生命に ブルデンシャル生命とスポンサー契約結び、ジブラルタ生命に
	第一火災	損害保険契約者保護機構に契約移転
2001年	東京生命	太陽生命、大同生命とスポンサー契約結びT&Dフィナンシャル保険に
	大成火災	安田火災、日産火災とスポンサー契約結び損保ジャパンと合併

(編集部作成)

図表3 拡販と運用のペダル踏み続け、破綻した第一火災
積立高金利商品で総資産とともに負債が膨れ上がった



ですが、損保でも積立部分に逆ザヤの問題が起きました。やはり運用の方法について科学的な見通しを持っていなかったということですね。高利運用を追求して、結局元も子もなくしてしまいました。最近では小学生から投資教育ということで文部科学省ががんばっています。“金のなる木”や“打ち出の小槌”があれば大いにそれはやったほうがいいですよ。しかし、一番大事なのは、そういう高利運用が社会全体、世界全体では不可能であるということ。生産力ないし生産性の範囲でしか富は生まれません。しかも、一時的に巨額の富が生まれたかに見えても、それは社会を破壊する。長期的に見たら個人投資でも不可能であるということをもまず教えることです。保険事業の運用もそうあるべきです。そのことによって信頼ある堅実な保険経営ができるわけです。ところがそうならず、高利運用の追求がバブル経済として広がり、保険会社の破綻になってきたわけですね。

保険産業の原理原則を忘れた高利追求、そして破綻、そしていま、リスク評価すらできなくなっている損保産業。運用の面から見ても、バブル経済とその後の処理、現在の問題をつなぐものがあるということなんです。

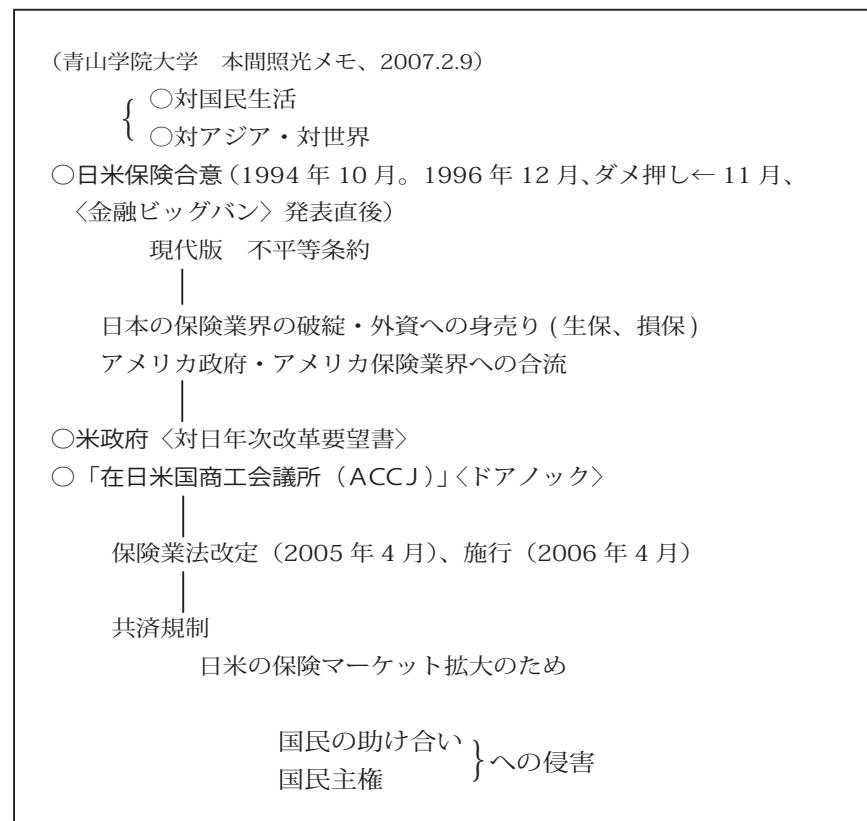
94年の「日米不平等条約」で決定的となった日本の保険業界の変質(変貌)

同時に私たちが押さえておかなければならないのは、以上のような「つながっている部分」と、「変質・変貌している部分」が両方あるということです。今日のレジュメに、私のメモ「日本の保険業界の変質(変貌)」(図表4)を載せておきました。

バブル経済、そしてその後の破綻の過程で日米保険合意が成立しています。94年の合意ができ、そのだめ押しとして96年の合意が生まれています。94年の合意については意外と見過ごされがちですが、極めて大事な内容になっています。それは現代版の不平等条約である。こんなひどい不平等条約はないというものです。これが94年に合意されているわけですね。

どういう内容かというと、日本のマーケットについては何を、いつまでに、どのような形で、「自由化」する、ということをお約束させられています。「自由化」の進展具合をアメリカ側が数値化してチェックをするという内容になっていますね。他方、アメリカの側ではどうなのか。アメリカでは「州別保険規制の調和促進」という内容なんです。英語では「プロモート・ハーモナイゼーション」という具合になっています。ハーモナイゼーション＝調和を、プロモート＝促進するということ。アメリカでは州ごとに規制、保険法が異なっていますから、その違いを前提として規制を調和促進する

図表4 日本の保険業界の変質(変貌)



んだということです。ということは規制緩和ではなくて逆なんです。日本には徹底した数値目標、そして規制緩和のスケジュールを求めます。アメリカはそれと逆のことを約束しているんです。このような不平等条約が94年に合意され、だめ押しで96年にそれが確認されています。これにより保険産業は変質・変貌していきます。バブル経済から「つながっていること」と、その後大きく「変質・変貌したこと」があるということなんです。

アメリカ政府・保険業界に反対せず、合流する流れをつくった責任は重い

具体的に見ていきます。

94年、96年に日米が合意すると、97年から次々と日本の保険会社が破

綻をしていきました。確かにバブル経済、巨額の逆ザヤの問題がありました。しかし、それだけではないのです。その処理の過程、金融・保険危機の処理の過程でとられた超低金利政策、そして実質的なゼロ金利政策。これが10年以上にわたってとられてきました。この要因が非常に大きかったと思います。損保と生保とで違う部分もありますが、保険というものは、基本的には運用も含めて計算されているわけですね。ですから過大な高金利追求は不可能です。それで逆ザヤを生んだのですね。同時に超低金利・ゼロ金利政策を長期にわたっておこなう、世界の金融市場に例を見ないような金融政策がとられたんですね。そういう政策の下では保険事業は成り立ちません。適正な運用で利回りが確保されることを前提として保険商品は成り立っているからです。

ですから保険経営者の責任というのはバブル経済における高利追求の責任がありますが、同時にまたその後の処理の責任がある—こっこのほうが

図表5 1994年日米合意の内容（日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置 1994年10月14日）

日本が約束させられた主な項目	アメリカが約束した主な項目
○透明性及び手続の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業や料率認可、行政指導の文書化 ・ 開発利益の保護（新商品開発者の利益） ・ 行政不服申立の適用 ・ 諮問機関の設置と外国保険会社の陳情 ・ 保険規制に係る情報へのアクセス ・ 届出及び申請に対する手続き上の保護 ・ 自主規制機関の権限の制限 	・ 州別保険規制の調和
○規制緩和措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品及び料率の自由化とスケジュール化 ・ 保険事業者及び保険事業仲介者に対する免許付与 ・ 保険仲介人の解禁 ・ 簡易保険の規制 ・ 国境を超えた取引 	・ 保険事業者の免許審査
○「系列」取引の改善	
○日米間の毎年の協議	
○措置の実施状況の報告と評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合意内容履行状況などの毎年1回の報告 ・ 合意された措置の達成度合の定性的、定量的評価 ＊日本の報告義務は細部にわたり列記されている	

（編集部作成）

私は大きいと思います。無謀な金融政策に対しては、経営者の責任として断固として反対しなければいけない。「それでは保険事業は成り立たない。銀行が救済されたとしても保険事業は成り立たない」という主張をすべきでした。ところがほとんどこういう声は経営から出てこなかった。その責任は非常に大きいと思います。そして、なぜ、このような金利政策がとられたかという、アメリカの業界・政府に対応する側面が強かったわけですね。だから、日米保険合意後、アメリカ政府とアメリカ保険業界の利害に合流する、そういう傾向を日本の保険業界がとってきたということです。

94年の合意の時には、日本の保険業界、特に損保業界のリーダーたちは、まだ、まともな発言をしていました。「一方的な交渉である。とてもそんなものは飲めない」とがんばったのです。ところが94年の合意が成立して以降、ほとんどそういうことを発言する業界のリーダーたちがいなくなりました。つまりアメリカの政府と業界の意向に合流することで、自分たちの経営を守る—というよりは、自分の地位の保身を図るという性格が強いようだけれども—、そのような流れになってしまったということです。そのなかで委員長が触れられたように、保険の合理性を捨ててしまう。料率算定会の機能を変質させる、潰してしまうということになってきたわけです。積み重ねてきた保険に対する合理性の追求というものがずいぶんおかしくなってしまったわけですね。

このように、保険会社の経営破綻という問題を見ると、経済・逆ザヤ問題という「つながっているもの」と、日米合意後に大きく変わってきたという、ふたつの側面を押さえておく必要があるということがよくわかるのではないかと、思います。

“損保らしさ”をどう追求できるのか、という問題にぶつかっている

今、国内だけ、損保産業だけを見ていては、見えなくなっていることがありますね。みなさんの仕事もそういう具合になってきているのではありませんか。“損保らしさ”—そんなものにこだわっている時代じゃないという具合に。しかし、「つながっているもの」、「変質・変貌したもの」を押さえることによって、実はそうではないということがわかります。むしろ、日本の国民生活をどうやって守るのか、補償産業としての損保産業をどうするのか、さらにはまたそのなかで“損保らしさ”をどう追求できるのか、という問題にぶつかっているんじゃないでしょうか。

どういうことにぶつかっているのかについては、後ほどまた触れたいと思います。

司会) ありがとうございます。それでは鳥畑先生。先生は金融全般についてご研究をされていますけれども、損保の歪みの根本背景にある大きな金融全体の動向からみて、この問題をどうご覧になりますか。

鳥畑 「不都合な事実」を隠せない市場原理
神の見えざる手など存在しない

「自由化」すれぱうまくいくというのは非現実的な理論

静岡大学の鳥畑です。この間、市場原理にもとづく金融システムの改革、金融行政の方向性について自分なりに批判をしてきた立場から発言させていただければ、と思います。

冒頭DVDで神の嘆きがありました。いま、市場原理、競争原理に任せおけばすべぱうまくいくんだという考え方がまかり通っているわけですね。じゃあ実際にこういう金融の「自由化」、損保の「自由化」も含めて、「自由化」が始まって、何をもたらしたのかという現実を見てみるとどうなのか。それを進める人たちから見ると、アル・ゴア流に言うところ「不都合な真実」というものが否定できないわけですね。

国際通貨基金がずいぶん前に、80年から96年の間に「自由化」を進めた国のほとんどで銀行危機が起きたということを報告しました。97年のアジア通貨金融危機でも、非常に拙速な金融「自由化」が危機を招いたということが共通認識になっているわけです。それ以来、「シークエンス」(「自由化」の順序)という表現で、金融「自由化」というのはリスクー社会的な損害をもたらす危険性が高い。様々な前提条件を考えて、慎重にことを運ばなければダメなんだということが共通認識になっているわけです。では、日本で金融「自由化」が始まった、金融ビッグバンが始まった、ということをふり返ったとき、何をもたらしたのか。80年代の金融「自由化」はバブル経済を生み出し、その破綻を促進したわけです。「不良債権」処理で、大量の金融機関、とりわけ、中小金融機関が淘汰をされる。大手も基本的に3大メガバンクに再編成されるということで、私なんか若いときに見ていた金融の世界とは、まったく違う世界が生まれてしまったわけです。

そもそもなぜ「不都合な真実」、「神の嘆き」が生まれるのか。2001年にノーベル経済学賞をとったスティグリッツは『人間が幸福になる経済とは何か』(徳間書店)という本のなかで、「神の見えざる手が働かないのは、神の見えざる手が存在していないからである」と指摘しています。「自由化」

をすれば、競争原理を導入すればうまくいくんだということが極めて非現実的な理論であり、そもそもうまくいかないものであるという事実をしっかりと私たちが直視する必要があるのではないのでしょうか。



230名が参加

マネーゲームの「自由」とは、企業が社会的責任から自由になること

なぜ、そもそも存在しない神がいるかのように言われるのか。「『自由化』を進めればうまくいくんだ」という理論がなぜ様々な形でば撒かれるのでしょうか。最近デヴィッド・ハーヴェイによる『新自由主義』(作品社)という本の翻訳を読みましたが、彼は新自由主義の理論、「『自由化』をすれぱうまくいのだ」というのは非常にユートピア的な考え方であって、そういう理論を使いながら、特定の層が自分たちの利益を増やしていく。特定の層の利益の拡大にとっては非常に都合のいい理屈であるということ言うわけですね。では、何をもちて「神の見えざる手」があるかのように言わしめているのでしょうか。私がいま一番痛感するのは、いまの金融システムの変革の方法ー市場原理にもとづく金融行政ーのなかで、市場原理の担い手は誰ですかといったときに、それは、国際的にマネーゲームをしてひたすら利益を増やしていこうという、投機家だということなんです。

私が見ている一番新しい資料でいいますと、国際的な機関投資家ー生損保も機関投資家になるわけですがけれどもーの資産運用額が46兆ドルです。その半分以上が、アメリカの機関投資家によるもので、そのかなりの部分がヘッジファンドという、非常に投機的な、ハイリスク・ハイリターン資産運用をする部分に流れ込んでいます。一旦、アメリカの金融機関とか機関投資家、そしてヘッジファンドなどに流れ込んだお金が、国境を越えて、世界中で利益、ビジネスチャンスを求めて暴れまわるとのことなんです。

そういう「機関投資家のための金融改革」「投資家のための企業」といったときには、株主重視の企業経営・金融機関経営ということが言われます。その時の「自由」ってということがどういう意味かをあらためて考えますと、企業が持っている様々な社会的責任ー従業員に対する社会的責任、自分たちの金融商品を買ってもらった消費者に対する社会的責任、地域経済に対する社会的責任、そういうさまざまな責任から経営者が自由になるということ。自由になって何をするかというと、株主のための利益極大化です。株価

で見た企業価値を高めることが最大の経営責任なんですね。そして、世界中でマネーゲームをおこなっている投機家から見ると、そうやって収益率を高め、株価を高めている経営を評価していくということになるわけですね。

投機家のための金融システム改革 志はどこへ行ったのか

そういった金融「自由化」の中で、業務分野の「自由化」がすすめられてコングロマリット化がすすみ、M&Aが国際的にすすむわけですけど、そのときも銀行業務、証券業務、保険業務を並べて、どの分野が収益率が高いのかということが、投機家にとっての評価ということになります。一番収益率が高い分野に経営資源を投入していく。トラベラーズとシティバンクが合併してシティコップが生まれましたが、じゃあそれでどうなったのか。金融コングロマリットとしてやってみると、保険分野の収益率が他に比べて低いといって切り離していく。こういった形でのM&Aが繰り返されていくということになってきたと思うんです。そういった意味では、いますすんでいるのは投機家のための金融システム改革であり、金融行政の中で、たとえば銀行が持っている社会的機能、生保・損保が持っている社会的機能というのが、単なる投機家の利益拡大のための道具になっている。単なる儲けのための手段になってしまっているのではないのでしょうか。

ちょうど今日、朝日新聞で、先般亡くなられた小説家の城山三郎氏に連れて、「城山文学の遺産は」という新聞記事がありました。城山文学を貫く信念とは「経済は人のために」というテーマである。人間を幸せにするために経済はあるのだ。そういう根源的な問いかけをしてきた。目先の小状況だけを見ている経営者に対して非常に厳しい批判をしてきた、まなざしを向けてきたということが紹介されています。経営者の志はどこにいったのかということが問われているわけです。しかし、いまや経営者の志というのは、例えば金融であれば銀行業務、保険業務、そういう業務を通じて社会に貢献するという志ではなくて、いかに株主、投機家に評価されるために経営をするか、ついでに自分の懐を豊かにしていくかという形の経営をする、ということになってきたんじゃないかと思います。

だれにとっての“健全性”なのか 「リスクに見合った」という排除の論理

投機家中心の金融システムがどういう「歪み」をもたらしてきたのでしょうか。銀行の分野で言いますと「自己資本比率規制」というのがありました。国際的に活動する銀行は8%以上の自己資本比率を持ちなさい。リスクに

対して十分な備えを持ちなさい、ということなんです。では、「自己資本比率が銀行の健全性の最大基準ですよ」といったときに、誰にとっての“健全性”なのかということ、投資家から見た銀行の“健全性”の物差しなんですね。銀行で働いている従業員、銀行からお金を借りて企業活動を行っている企業から見た物差しでは決していないのです。その結果、何がおきたかということ、「不良債権」処理をして自己資本比率を維持するために貸し渋り、貸し剥しをしていく。取引先をどんどん切り捨てて、自己資本比率を高めた銀行が“健全”な銀行です、と評価をされるという、非常に歪んだ現実が生まれてしまったわけですね。

そういう「投資家の論理」が、いまは銀行だけではなくて、生損保の世界にもどんどん市場原理として適用されています。例えば銀行では「リスクに見合ったリターン」をとるって言うのが、「投資家の論理」から言えば当たり前ですよと言われる。そうすると「銀行が企業にお金を貸すときも、リスクに見合った貸付金利を取りなさい」ということになります。

では、この論理がそのまま市場原理として貫かれますとどういうことになるのでしょうか。景気循環の中で企業業績が落ちる、支払能力が落ちる、リスクが高まる。そうしますと、「支払能力が落ちれば落ちるほど高い金利を取るのが当たり前でしょう」という話になってしまいます。つまり「支払能力を越えた金利を取るのが当たり前でしょう。支払能力を超えた金利、リスクに見合った金利を払えないところは不良債権だから、早めに切り捨てていくのが当然でしょう」という形になる。これが日本の金融システムに非常に大きな歪みをもたらしていると思います。一つ言いたいのは、こういう考え方が生損保の世界に持ち込まれるときに、保険商品が細分化され、「リスクに見合った保険料を払うのが当たり前でしょう」といったことになり、そこから排除される人がどんどん生まれていく。そういった意味では国民に対して安全と安心を与える保険機能というものが、市場原理の中ではどんどん、どんどん衰退していくんじゃないかということが懸念されます。

そういった意味では、こういう投機家本位の市場原理、そういう市場原理にもとづいた金融システムの改革、金融行政の展開というのが、現在の生損保の「歪み」の大きな背景になっているんじゃないかと思います。

.....

司会) ありがとうございます。大変興味深いお話でした。「自由化」というのは、経営者が責任から解放されて、株主、投機家のほうを見てやればいいんだということにつながっているというご指摘です。市場原理による金融システム作りが、こうやって深まってきていることについて、

どう考えるか、お聞かせ願いたいと思います。

本間 “市場原理”とは、お金の力で政策、権力を買うということ

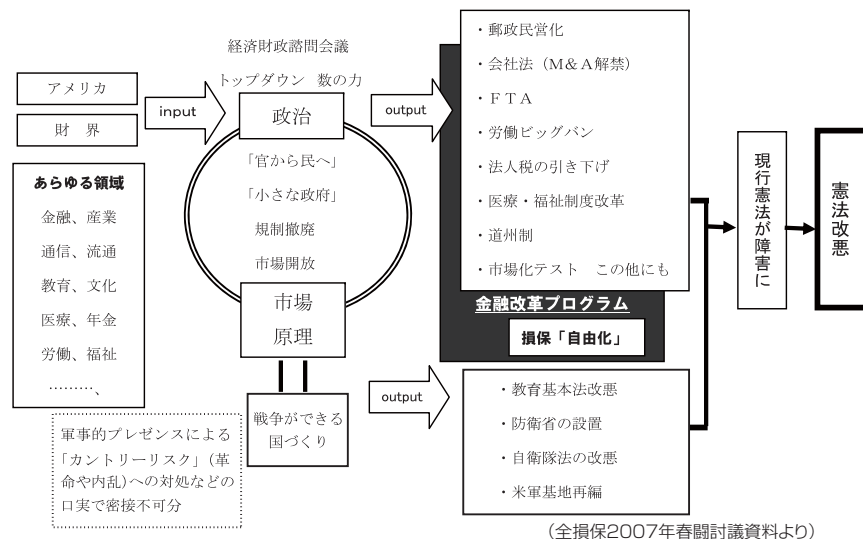
本当に市場原理になっているのかということ、まず疑って見なければいけないと思うんですね。なぜかという、いますすんでいることは、市場に任せるということではなく、市場原理なる建前のもとで、市場とはまったく別の、お金を使って政策を買収するという行動がとられているからです。例えば在日米商工会議所（ACCJ）という団体があります。商工会議所といっても任意団体ですね。日本に進出しているアメリカ系の企業 1400社が参加しています。今、外資系の生損保もずいぶん増えていますから、もしかしたら、今日の参加者の方が働いている保険会社もその会員かもしれないですね。この商工会議所は、国会議員とか財界、学者も含めて盛んに「ドアノック」というのをやっています。訪問してとにかく自分たちの味方をふやすという活動ですね。当然、多くのお金もかかっているわけですね。そうしますと、市場に任せているのではなくて、市場原理の名のもとで、政策を買っているということです。お金の力で政策、権力を買う。それを自分たちの利益につなげていくということです。これは市場経済ではない

すね。そういうことをまず押さえておく必要があるのではないのでしょうか。

鳥畑 国民をペテンにかける理論としての“市場原理”

まったくその通りでして、私も最初指摘しましたが、市場原理というのは建前といいますか、ある特定の人たちが自分たちの利益を追求するために便利な道具として、ありもしない、成り立つはずもない理屈をばら撒いているということなんですね。日本の金融行政は、98年に金融監督庁ができて、金融庁に改組されていく。最初は「市場原理にもとづく金融行政だ」「自己責任原則だ」という話をしました。ところが、その結果、様々な問題が生まれたときには、そこで貫いていかれるのは、「TOO BIG TOO FALE」（大きすぎてつぶせない 編集部注）といわれるように、大手の銀行は潰さない。でも発言力のない中小の金融機関はどんどんつぶしていくという形です。公的資金はどんどん入れていくということをしてきます。預金保険機構だけでも、資金贈与という形で18兆円を超える公的資金が導入されて、大銀行を救済するということをしてきました。そういった意味では、国民をペテンにかける理論として市場原理というものが非常に便利に使われている、そういうことだと思います。

図表6 あらゆる領域を市場原理で作り変える「改革」の全体図



吉田 「失われた10年」で、自分は何か、を語れない産業に

感覚的にいうと、今、先生方がおっしゃったような経過の中で、この10年間、損保がどうなっちゃったのかという問題だと思います。10年前に算定会料率の遵守義務がなくなったわけですが、「損害保険とはいったい何なの？」ということ担保していたのが算定会料率遵守義務だったと思うのです。その時も、損保産業には、すでに不公正過当競争という言葉はあって、言うならば、今よりひどい競争もあったわけですね。整備工場の代理店さんの自賠責の領収書の綴りに1万円札を挟むなどということなどがまことしやかに語られていた。でも、算定会料率遵守義務というものがあつたから、「お前はいったい何者だ」と言われたときに、かろうじて「私は補償機能を発揮する商売をやっています」と言えた損保の姿があったと思います。それをなくしちゃったと。なくされちゃったなかで、「じゃあいったいお前は何かをする商売をしているんですか」というところがどんどん失われ

ていって、「私はいったい何なのか」ということが答えられなくなり、アイデンティティが奪われていくなかで、とにかく競争をしまくるしかないという状況が続いていった。

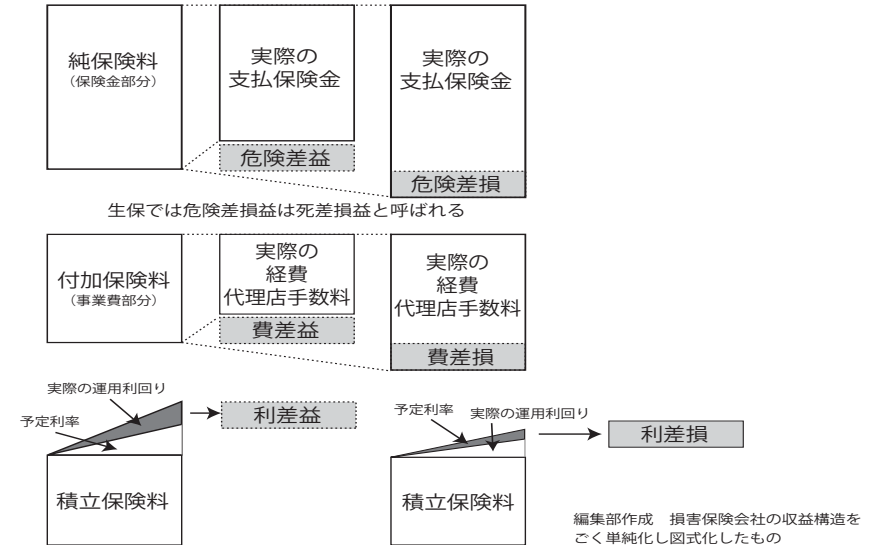
損保というのは、独立して、損保だけで産業が成り立たない、その社会、その経済に寄り添いながら生業を立てていく産業です。では、この10年間の社会や経済の姿を見るとどうなのか。迷走もしているし、どうなっているのかわからないし、とにかく危機を乗り越えることに精一杯ということの繰り返しでした。そこに付き合っただけで損保が成り立ってきたということになります。「失われた10年」とよく言われますが、算定会率率遵守義務廃止後の10年は、「損保の失われた10年」だったのではないかと思うのです。そのなかで、ましてや「産業の健全性って一体何か」ということを語れない産業になってしまったのではないか。何のために競争しているのかわからないような、混沌とした産業に、この10年間で成り下がってしまった。そのなかに「不払い、取り過ぎ問題」が生まれていると思うのです。

**本間 「費差益」「危険差益」で利益追求。
結末が「不払い、取り過ぎ問題」**

今、吉田さんから危機乗り切りということで、また別の問題を引き起こしてきているという指摘がありました。私はその指摘はその通りだと思うのです。市場原理とは、「数値は正直である」「市場に任せろ」ということなんです。みなさんの仕事、職場、内勤も、外勤も、代理店も、数値目標ということ数値管理されていますよね。それがみなさんのボーナスや給料に跳ね返るといことです。そして、これらは、保険の原理原則である「保険の3利源」をどうするのか、という問題に結びつきます。ここが、バブル経済から現在まで続いている保険産業のベースの問題となっているわけですね。

「3利源」のなかで「利差益」。これは、逆ザヤや不良な資産を持っているということで、ずっと低迷してきたわけです。「利差益」ではなく「利差損」になってしまった。それを埋めるために「費差益」については、リストラをする一徹底した「合理化」・効率化、首切りを図り、利益を確保しようとやってきたわけです。そこには、労働者や代理店に対して、賃金や手数料として本来払わなければならないものの「不払い」ということがあったわけですね。「危険差益」「死差益」の部分はどうか。これは本来、きちんとした料率計算をして支払いをしなければいけない。ところが、できるだけ多く保険

図表7 損害保険会社の「3利源」と収益構造



図表8 生保各社の2007年3月期決算にみる「3利源」

	保険料収入	新契約年換算保険料	基礎利益	「3利源」		
				危険差	費差	利差
日本生命保険	48543 (0.2)	2726 (0.0)	7300 (15.2)	5900 (1.7)	1700 (¥19.0)	▼ 300 (1200)
第一生命保険	32937 (¥ 3.1)	1661 (0.6)	4978 (6.0)	4231 (¥2.9)	1173 (¥24.8)	▼ 426 (793)
住友生命保険	29344 (¥ 2.8)	1956 (¥ 6.2)	3028 (13.6)	3571 (0.6)	769 (¥ 9.8)	▼1308 (402)
明治安田生命保険	25702 (¥ 3.9)	1018 (22.8)	4582 (¥ 2.1)	4054 (2.2)	1362 (¥23.6)	▼ 833 (235)
アリコジャパン	14902 (2.2)	1683 (¥16.9)	938 (82.2)	-	-	-
アメリカンファミリー生命保険	10691 (4.3)	926 (¥12.4)	1336 (22.9)	1101 (17.0)	113 (31.1)	121 (62)
大同生命保険	8652 (¥ 0.7)	834 (0.7)	1257 (30.9)	-	-	83 (377)
太陽生命保険	7055 (¥14.3)	366 (¥12.3)	539 (41.3)	-	-	▼ 246 (138)
三井生命保険	8134 (¥15.7)	454 (¥23.1)	919 (¥19.7)	1098 (¥3.7)	211 (¥36.2)	▼ 390 (¥ 63)
富国生命保険	7219 (¥14.7)	375 (¥29.2)	770 (22.3)	770 (¥0.6)	170 (¥ 8.1)	▼ 170 (160)
アクサ生命保険	6665 (¥ 6.2)	639 (¥14.9)	688 (¥11.2)	-	-	-
ソニー生命保険	6055 (4.3)	655 (6.1)	243 (¥14.7)	-	-	▼ 373 (¥ 42)
朝日生命保険	6002 (¥ 3.8)	394 (5.1)	480 (¥14.1)	1049 (2.3)	298 (¥24.2)	▼ 866 (¥ 7)

単位・億円。億円未満切り捨てで、3利源合計が基礎利益と一致しない社がある。3利源は日生が概数、住友が一部算出方法が異なる。かつこ内は利差のみ前期比増減分、ほかは同増減率(%)、▼はマイナス。-は非公表または計算不能。アクサは合併前の旧2社合算と比較。大同、太陽、ソニーの利差は逆ザヤの公表値

(朝日新聞 2007年5月31日)

料を取って、できるだけ保険金を少なく支払う。そこで利益を上げたのですね。その問題がいま、「不払い」、そして「取り過ぎ」の問題として噴出しているのです。

保険産業の生き残り、危機回避、そのベースにバブルから繋がっている「3利源」の問題がある。行き過ぎた「費差益」と「危険差益」追求の問題として「歪み」が噴出しているといえると思います。これが数値管理、そして成果主義のもとで追求されるということになります。どこまで意図的か、悪意を持っているか、は別として、潜在的に「払いたくない」という意志が働きます。みなさん一人ひとりもそうでしょうし、会社、そして業界としてもそういう傾向が出てくると思います。ですから客観的には、この利益追求の枠組みのなかで問題は起こっているということなのです。

バブル経済が終わったから保険業界の体質が変わったということではなくて、危機回避のなかで新たな危機が噴出しているとみるべきではないでしょうか。

.....
司会) ありがとうございます。前半のテーマである、「不払い問題」「取り過ぎ問題」とは何だったのか、このような事態がなぜ起きたのかという問題について、様々な視点で語っていただいて、問題は大いに深まりました。それではここで、ジャーナリストの斎藤貴男さんのDVDをご覧ください。後半に移ってまいります。

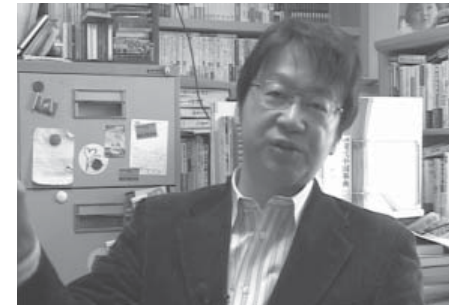
斎藤	新自由主義とは“人でなしの社会”もたらずイデオロギー。内にはいかさまの競争、外には経済支配の戦争が
----	---

新自由主義とは江戸時代の封建主義と同じ 有利な者がより有利になるだけ

「不払い問題」などの背景には「新自由主義」といわれる最近の経済理論というか、思想があると思います。「新自由主義」というのは、市場原理にすべてをゆだねれば、何もかもうまくいくという考え方で、グローバリゼーションのなかで、かつてはそこまで徹底した市場原理を導入していなかった日本社会にも、アメリカと同じような社会構造にしていこうという流れがあるわけですね。

多くの人が「新自由主義」「グローバリゼーション」というときに言いたがる自己責任原則だとか、市場原理というの、かなり疑わしい、いんち

きなものだと私は思っています。というのは、「競争、競争」というわけですが、本当に「競争」というならスタートラインは同じでなければ成り立たないわけですよね。100メートル競走で、同じランナーがフライングを2回繰り返せば失格になるわけですがけれども、世の中にはいろんな生まれ育ちの人たちがいます。



映像でメッセージを送る斎藤貴夫さん

物心ついてみたらご両親が事故などで亡くなって施設で育った人もいます。義務教育も満足に受けられない。一方では、おじいさんが総理大臣で、お父さんが外務大臣で、おじさんも総理大臣だという人もいます。言ってみれば40歳、50歳になるまで、すべておじいさんとお父さんの親の七光りだけで生きてきたくせに、われわれ自分の力で一生懸命生きている人間に向かって規範意識がどうだとか、道を説いてくるという、これはほとんど僕は冗談じゃないかと思うくらい、シュールな光景だと思うんですね。いつの間にか人間平等だなんていう考え方がすっぱりなくなっちゃって、こんなの江戸時代の封建時代と変わらんわけです。

つまり、「新自由主義」というのは、あらかじめ競争原理だとか、市場原理だか言いながら、あらかじめ有利な人がより有利になるだけ。もしも本当に競争だというならば、あらかじめあるどうしようもない差、条件の差を縮めて、公正な条件で競争させてくれるのならいいのですが、何の調整もしませんから、もともと恵まれた人がただ一人勝ちするに決まっているという、わかりきった、つまりこれは競争でもなんでもなくて“いかさま”なんですね。

こういう身も蓋もないというか、言ってみれば封建時代の身分格差に近い流れが、いま作られているわけですね。雇用においてもそうですし、教育がさらにそれを拡大再生産していく。いま言われている教育改革というのは、はっきりいって、もともと優秀だとされた子ども、あるいはもともと裕福な家庭に生まれた子どもにとっては非常に都合がよるしい。しかし、そうでない子どもにとって教育は無駄だからやめてしまおうと。どうせ将来リーダーになるわけでもない、ノン・エリートであったり、失業するような子どもたちに余計な教育は邪魔だし、うっとうしいというのが、いまの為政者の考え方になってしまっているのです。

外に向けては戦争を不可避に 兵士をつくるために格差を拡大する国に

「新自由主義」という考え方が国内については格差を拡大するのですが、同時に、外に対しては戦争を不可避とし、その国のあり方のなかに組み込むことをもたらす可能性が極めて高いと思うのです。ですから、よその経済的に弱い、しかし資源がある、あるいは労働力が安い、こういう国々にどんどん日本の企業が進出していって—これをグローバル化と称するわけですが—これをグローバル化と称するわけですが—そうやって、豊かでない国々に日本企業の資産が展開していきますと、今度は日本企業としてはそれを守る必要が出てきます。だから軍隊でカバーしたい。だからその経済界が憲法9条を変えてほしいという要請をしているわけです。つまり企業の努力、それから外交、それから軍事力のまさに三位一体で、経済的な利益を世界から集めてくる。軍事力の「軍」と、産業の「産」を一体化させようという軍産複合体というものです。

もっと簡単な分かりやすい言い方をしてしまえば、帝国主義に近いのではないか。戦前の日本の帝国主義が、まず軍隊でもって侵略をし、そこを支配下においた後に、企業が出て行ってカネにするという順番であったのに対して、いまは「自由経済」の名の下に、企業が世界中にビジネスを展開する。何か不都合があった場合、軍事力で制圧するという。いずれ自衛隊がこのままだったら確実に戦闘に巻き込まれる。というように積極的に戦闘行為をはたらいていく。そういうときに、いままでのような形で本当に自衛隊に入りたいという人だけが入ってくれるのか。実際に戦争をする自衛隊になかなか人は集まりにくいわけですね。だけど、実際に戦争をすれば、今度は兵士がいままで以上に足りなくなる。どうやって集めるか。これはアメリカと同じやり方が取られる可能性が高い。貧しい家庭に生まれたら、みずから戦場を志願して、それでもって手柄を立てて初めて一人前というか、一定以上の教育を受ける権利を得ることができる。そういう層が広がっていれば、兵士はいくらでも調達ができる。そのためにも格差が拡大されていくという救いのない構造ができてしまう可能性が極めて高いです。

一旦これができてしまうとそう簡単に後戻りできません。新自由主義というのは、単に経済、多くの人々が注目するのは雇用の現場だと思うのですが、そこから始まって、ありとあらゆるところにそういう弱肉強食というか、はっきりいって“人でなしの社会”をもたらすイデオロギーだと私は考えています。

図表9 「戦争をする国」を作るための憲法改悪
現行憲法と自民党新憲法草案(2005年11月22日)を比較すると

現行憲法を全面的に書き換え、この国の姿を変えようという自民党新憲法草案。
以下は、自民党ホームページからそのごく一部を抜粋し、編集部が作成したものです。

《前文》 非戦・平和の決意と誓約を削除し、「美しい言葉」で「戦争をする国」に

日本国憲法	自民党新憲法草案
<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信じる。</p> <p>日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p>	<p>日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。</p> <p>象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。</p> <p>日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支える責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。</p> <p>日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に願い、他国とともにその実現のため、協力し合う。国際社会において、価値観の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶させるため、不断の努力を行う。</p> <p>日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。</p>

《第9条》「戦争放棄」を放棄し、軍隊保持を明記 9条2項抹消で歯止めを除去

日本国憲法	自民党新憲法草案
<p>第2章 戦争の放棄</p> <p>[戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認]</p> <p>第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第2章 安全保障</p> <p>[平和主義]</p> <p>第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</p> <p>②→削除</p> <p>[自衛軍]</p> <p>第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。</p> <p>②自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。</p> <p>③自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p> <p>④前2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。</p>

《第12条、第13条》公益と公の秩序の名で、国が国民の自由や権利を縛りつける

日本国憲法	自民党新憲法草案
<p>[自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]</p> <p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p> <p>[個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉]</p> <p>第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>[国民の責務]</p> <p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。</p> <p>[個人の尊重等]</p> <p>第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>

<後半>現在と未来

損保はどこに行くのか、
将来展望はどこにあるのか

司会) 斎藤さんの話からは、この国全体が「新自由主義」、「市場原理主義」でつくりかえられようとしていることや、そうなれば私たち国民が大変な未来を押し付けられるということが伝わってきます。それでは鳥畑先生、この金融の世界ではどうなのか、そこで何がすすめられようとしているのかについてお話いただきたいと思います。

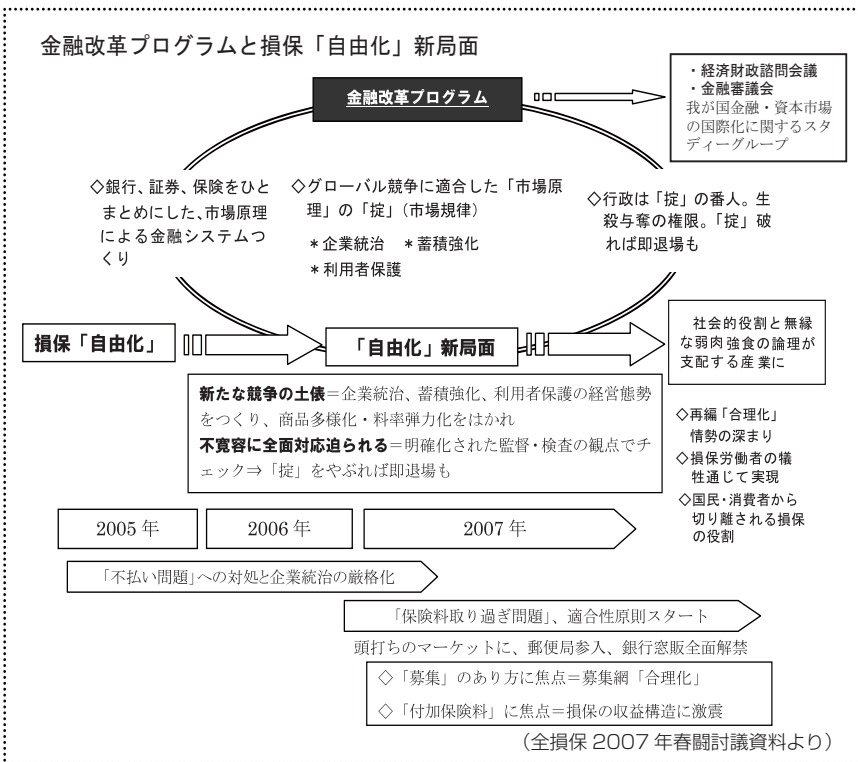
鳥畑 市場原理支配する金融
リスクは家計に押し付け、ハイリターンを手にする投機家

“金融サービスの多様化”論がもたらす現実の悲惨

あのブッシュ大統領が二期目の就任演説をやったときに「オーナーシップ・ソサエティ」と言い、要するに“持てるものの社会”をつくるんだということを言っているのですね。先ほど投機家本位の社会といいましたけれど、非常にお金持ちで、資産運用をしてより収益をあげたい人たちにとって都合の良い社会をつくるのだと言います。その時に市場原理といいますのが、新自由主義的な理論がばら撒かれるのです。

実は昨年、消費者金融の高金利は正問題について若干関わりがありまして、日弁連主催のシンポジウムでも報告の機会があったのですが、いろいろ調べると非常に驚きました。金融庁の懇談会（貸金業制度等に関する懇談会）のなかに外資系の消費者金融会社はいってきて、高金利の規制を撤廃しろと言うのです。その時にばら撒く理論が、「自由化で高金利ほど消費者の利益になるのだ」って言い方をするので、何で金利が高ければ高いほど消費者の利益になるのだと言ったときに、「金融サービスの多様化」が持ち出されるのですね。様々な金融商品が提供されるというのが消費者のニーズに合う。つまり消費者金融の世界であれば、お金がなくてリスクが高くて、普通まともには貸してもらえないような層に対応した高金

図表 10 金融全体を市場原理で作り変える「金融改革プログラム」



利の金融商品を提供するのが消費者のニーズにあっているんだ、という言い方です。ところが現実を直視すればわかりますように、そういう人たちに貸して、その結果どうなるのかというと、支払能力を無視した貸付ですから、早晚破綻をして、大手からどんどん中小の、まともに審査もしないような、より高い高金利の消費者金融会社に流れ込んでいって、最終的には闇金とかにあって、自殺にまで追い込まれるという非常に悲惨な結果になる。これなど、市場原理にもとづく金融サービスの多様化論というのが、現実にはどういふ悲惨な問題をもたらすのかという一つの例証だったと思います。

社会の格差拡大・不安定化と一体の「金融サービスの多様化」

こういう投機家本位の金融システムをつくるという方向で、すすんでいけるのが、「間接金融から直接金融へいきましょう」ということなんです。なぜ間接金融がダメで、直接金融がいいというのは、あまりちゃんとし

た理論にはなっていないのですが、非常に問題なのは投機家本位の社会をつくるための勝手な理論だということです。例えばヘッジファンドも含めた投機的な取引をしていくといったときに、ハイリスクの取引はするんだけど、ハイリターンを追求しつつ、リスクは切り離して誰かに押し付けたい。そういうリスクの引き受け手がいるか、いないかが、こういう投機的な金融システムが機能するかの前提になるわけですね。

そこで「貯蓄から投資へ」という流れを政策的にすすめる。国際的には、家計部門へのリスクの転嫁が非常にすすんでいます。2001年にITバブルが崩壊したときに、グリーンズパン（FRB議長）が議会で証言をして、株の大暴落があつて危機があつたけれどもアメリカの金融システムは基本的に大丈夫だ。なぜか、といったときに、そういったリスクを保険部門とか家計部門に転嫁することがうまくいったからだ。いまは保険部門が、さらに家計部門へのリスク転嫁がすすめられているということですね。そういった意味では、非常に危険な方向に金融の流れがなっています。

最後に強調したいのは、先ほども触れましたが、そういう市場原理にもとづく金融サービスの多様化、損害保険の金融商品の多様化というのが、必ず金融排除をもたらしていくということです。つまり、自動車保険であれば、年齢別とか、過去の事故率とかを非常に細分化して、保険料を差別化をしていくと、ある特定の層にとっては非常にいい商品かもしれないけれども、そこから排除される人が大量に生まれていく。そういった意味では社会が、格差社会といえますか、非常に不安定な社会を作り出していく方向に流れていっているのだと思っております。

.....
司会) ありがとうございます。いま、鳥畑先生からは、金融の世界が危険な方向に流れているということでお話をいただきました。このような方向に損保産業を委ねていいのだろうかという視点で、本間先生いかがでしょうか。

本間	保険事業は「遠い約束」を果たすこと「いま儲けて、明日は知らない」では成り立たない
----	--

積み上げては壊す“賽の河原”の仕事が続いている保険産業

そうですね。高利追求をしなければ損保産業、保険事業の未来がないのか。それとも、そのことによって未来を失うのかということですね。

図表 11 「自由化」の深まりと損保業界の動き

「自由化」規制緩和		損保業界
1993	7 日米経済包括協議 保険分野が優先項目に	
1994	6 保険審議会法制懇談会報告 10 日米経済包括協議・保険分野合意	
1995	5 新保険業法成立 12 新保険業法に関する政令発布	「96年体制」が叫ばれ効率化に拍車
1996	4 新保険業法施行 11 金融ビッグバン構想発表 12 日米保険協議決着	1 公正取引委員会機械保険連盟に立ち入り調査 10 子会社による生損保相互参入スタート 10 アメリカンホーム自動車通販の認可を取得
1997	1 届出制の対象範囲拡大(97年8月も) 1 火災保険の付加率アドバイザー制度対象拡大(98年4月も) 6 保険審議会報告 9 リスク細分型自動車保険を認可	3 日本船舶保険連盟解散 9 日本機械保険連盟解散
1998	6 金融システム改革法(保険業法改定を含む)成立 7 算定会料率遵守義務廃止 12 損害保険契約者保護機構発足 12 投資信託の販売解禁 12 子会社方式による相互参入拡大	7 東京海上がTAP発売を発表 他社追従で自動車保険販売競争激化 9 セコムが東洋に資本参加 ビッドなど企業分野の料率競争激化
1999	4 早期是正措置導入 8 企業分野商品は原則として届出制に 10 子会社方式による相互参入をさらに拡大(保険会社が銀行を子会社とすることが可能に)	7 ACE資本がシグナ保険を買収・150人の「整理解雇」提案(8月) 10 三井、日火、興亜が統合を発表(三井は離脱) 11 R&Sが国内事業を縮小・早期退職募集を強行
2000	6 保険業法改定(銀行窓販解禁、倒産法制の整備) 6 算定会料率の経過措置終了 6 保険検査マニュアルを公表	2 ニッセイ損保、同和が統合を発表 2 三井、住友との合併を発表 3 千代田、大東京が合併発表 5 第一に業務一部停止命令

	7 金融庁発足	9 東京海上、日動、朝日生命が統合を発表(ミレアグループ)
	10 子会社方式による相互参入をさらに拡大(銀行は保険会社を子会社にすることが可能に)	11 安田、日産、大成が合併を発表
2001	1 生損保子会社の第三分野参入解禁 3 保険会社の「業務の代理」の範囲拡大 4 損害保険代理店制度「自由化」 4 保険商品の銀行窓販解禁 4 消費者契約法 金融商品の販売に関する法律施行 6 「構造改革」骨太方針発表 7 届出制の審査手続、要件の明確化 7 保険会社本体の第三分野参入解禁	3 共栄ミレアグループ参画を発表 4 あいおい、日本興亜、ニッセイ同和発足 4 第一 契約者保護機構へ契約移転 10 三井住友発足 11 あいおい、日産、大成で海外再保険取引による巨額の将来負債問題が表面化 11 大成 更生特例法申請
2002	3 届出制の保険商品の審査期間を短縮 4 自賠責制度改定 7 損害保険料率算出機構が発足 10 銀行窓販の対象種目拡大	1 東京海上と朝日生命が生保事業の早期統合を見送り 2 AIG、オリックスが富士に資本参加 4 ミレアホールディングス発足 7 日本興亜、太陽と合併 7 損保ジャパン発足 8 共栄はホールディングスへの統合を見送り、全共連と資本提携 12 大成が損保ジャパンと合併。子会社のTIS社全員解雇
2003	5 個人情報保護法成立	1 朝日生命 ミレアホールディングスとの経営統合を見送り 3 日新が東京海上と資本提携(2006年9月、ミレアホールディングスと経営統合) 3 東京海上、日動が合併発表
2004	3 金融審議会金融分科会第2部会 銀行窓販全面解禁せよと報告 12 金融改革プログラム発表	10 東京海上日動火災発足(この1年後に外勤社員制度廃止を強行)

↓以下、図表 14 へ(P42)

(編集部作成)

やはり、原理原則をきちんと踏まえた上で、考えていく必要があります。高利追求ではなくて、それが社会全体では不可能であるということを前提として初めて、安定的な保険事業、“遠い約束”というものが果たせるのではないかと思います。ともかく保険事業というのは、「いま儲けて、明日は知らない」という経営ではないですね。もうこうなったら“損保らしき”とか、“国民の利益”とは言ってもらえないという気分になっているのではないかと思います。ですが、しかし逆ではないかということですね。いまこそ原理原則を踏まえて、ものを考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

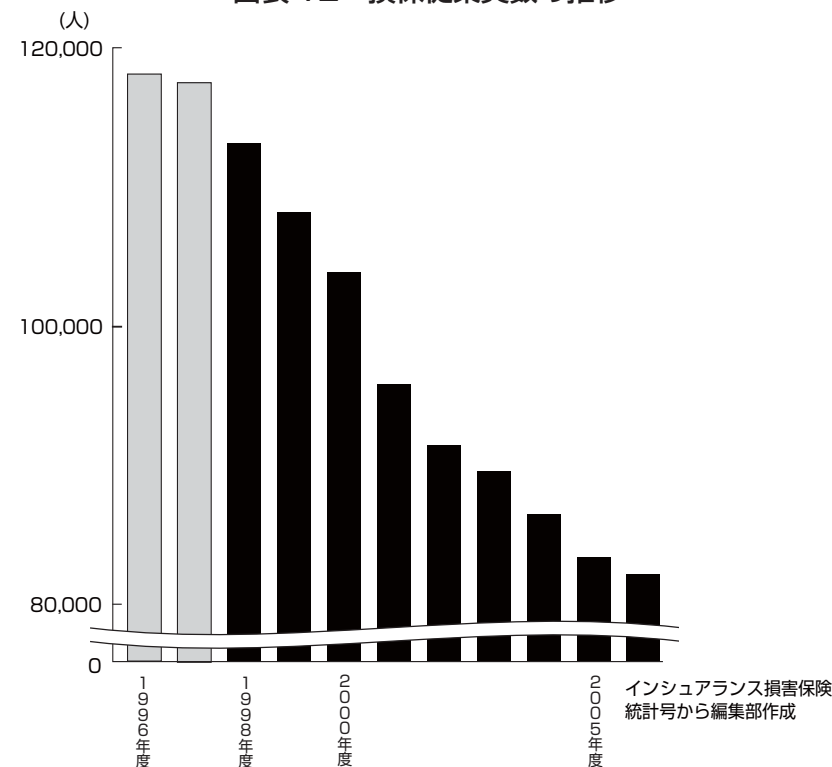
なぜかという、まさに積み上げては崩す、そういう“賽の河原”の仕事を保険産業では続けてきているのです。バブル経済、急激に膨張しました。そして潰しました。そしてまたようやく安定的な事業経営になってきた。そうしたらいま、「不払い問題」ですからね。そうすると積み上げては崩す、“賽の河原”の仕事を、経営を、続けていいのかどうかという問題だろうと思います。実際、保険産業を見ると「不払い」とか「取り過ぎ」の問題とともに、そのなかで今、業容を拡大してきた部門を切り売りする、撤退するということがすすんでいます。生保の子会社や損保の子会社をつくってきましたが、それを維持できなくなっているわけですね。そうすると、これまでの総合金融機関化とか、生損保兼営、それが何のためだったのかという振り出しに戻されつつあるということです。

損保の仕事は、合理的な眼をもつ人間を育てること

ですからやはり、原理原則、本質をとらえる冷静で、合理的な眼を持つということが、大切だろうと思います。まあ考えてみたら、損保の仕事というのはそういう眼を持つ人間を育てる。そしてその眼をもった人が担ってきた仕事じゃないですか。だって社会と人々の状態がどうなっているのか、それによってリスクの状態が決まってくるのですから。そういう合理的な、冷静な、科学的な眼を持たなければ、損保の仕事なんかできませんよね。確かに、いろんな問題は抱えていますが、そのなかでも非常に魅力的な損保パーソンが、いろんなところにいるじゃないですか。私は保険会社を辞めてから、もう30年近くなります。しかし8年間、損保で働いたことは、私自身のものを見る基本にあります。そしてすばらしい人たちと出会いました。それが私の財産ですね。保険業界を大分厳しく批判するものですから、どうも面白くないということで、煙たがられるんです。けれども、私は、「長い眼で見たら保険事業の応援団なんですよ」と言い続けているのですが、相手はなかなかそう思ってくれない。これがつらいところです。ともかく“賽の河原”経営を続けてはいけないということです。

それと、「そうはいつでも自分たちはもう外資系の会社で働いて、青い目をした外人さんが社長だし…」というような問題も出てきていると思います。だから「もう立場が異なる。そうはいつていられない」というようなことになるのかどうかですね。たしかに一人ひとりの労働者はそんなに強い立場じゃないから難しいということは分かります。しかし、むしろ外資系の保険会社で働いていればこそ、確かな眼を持たなければいけませんよね。だっていつ撤退するか分からないでしょう。儲けているうちはやるけれども、儲けなくなったらすぐ撤退しますね。そうしたらより一層、きちんとみていないといけませんよね。実際、あのサラ金では、アメリカの資本がたくさん進出してきましたが、サラ金規制の流れになって、どんどん撤退しているじゃないですか。日本人の従業員を、次々首を切っていますね。そうするとこれが生損保の問題として、より大きな規模で引き起こされる恐れがあります。そういう意味ではやはりどういう会社に勤めていようが、どうい

図表 12 損保従業員数の推移



う肩書きをもっていようが、いまいが、それを超えて保険の仕事をしているというところで、そこにしがみつくと、立脚するということが求められていると思うのです。保険というものを踏まえながら仕事をしていく。保険の原理原則、そしていまの日本の社会と補償産業を見ていく必要があります。

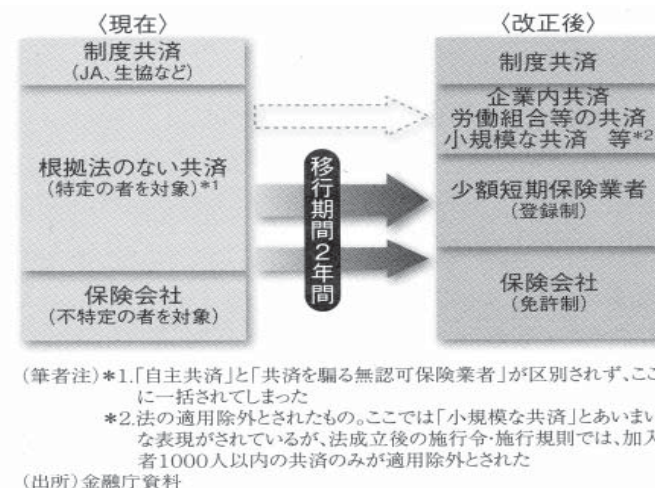
共済問題から見えてくる国民利益に逆行する金融行政の姿

また、生損保という世界を超えてものを見る必要があるんですね。共済規制で大変な問題が起きています。損保の商売敵の問題だ、と考えたいところもあるかもしれませんが、いま当面しているのは、日本社会が成り立つかという瀬戸際の問題だと、私は思っています。当然、これは保険会社に働くみなさんにとっても極めて大きな問題です。

日米保険合意の延長上に共済規制の問題があります。先ほど述べたように、極端な不平等条約を日本の生損保業界はアメリカとの間に結んでしまったのです。その不平等条約の延長として共済の問題があります。例えば、保険業法が改定されて、PTAの互助会、障害者団体の助け合い、こういうものも全部規制の網をかぶせられているんです。ですから、来年の3月以降、そういう共済事業をすすめるなら、保険業法違反でひどいことになっちゃいますね。アメリカのACCJなどがさかんに運動をしてきました。「ドアノック」ということで、金融庁にも各種の要望書を提出し、アメリカ政府もそれを後押ししています。「ドアノック」で「金儲け万能。金儲けをして何が悪い」と言うことでしょうか。「自分たちが金儲けをするのが、結局日本国民のためになりますよ」ということらしいんですね。

例えば医療の問題もそうです。いま、日本の社会で医療問題が非常に深刻になっています。国民健康保険などで、100万世帯を超える人たちが健康保険料を払えない、数十万に及ぶ世帯が保険証を渡されていない、という問題が広がっているのです。その医療保険政策をアメリカは非常に積極的に日本に働きかけているんですね。在日米商工会議所（ACCJ）の文書を読みますと、「医療改革を進めるべきだ。そうすれば日本国民の利益になる」ということなんですね。まず医療改革を進める。自己負担を増やす。そうすれば財政支出が減るといふことなんですね。もっともその分、一人ひとりの自己負担が増える。ますます保険証をもらえない人が増えることになっていきます。しかし、結果はそれが日本国民のためなんだということを堂々と書いています。共済の規制については、ともかく全部マーケットを共通にすべきである。共済だけ優遇されるのは間違いだ、と言っているんですね。ですからPTAの互助会すら規制するということなのですね。負担者はだいたい親とか、子ど

図表 13 金融庁による新制度への移行案
(2005年3月の国会提出資料から)



「エコノミスト」2007年5/29号 本間照光「日本の共済を踏み潰させていいのかわかり」より

もたちで、掛け金は年間数百円ですよ。少ない県では数十円です。1,000円まで行かないんです。これも禁止ということなんですね。

その後、ACCJが金融庁に出した2005年9月22日付の要望書は、共済の全面規制を求めて、「たとえば都道府県単位の『PTA連合会』による共済等に対しては、保険業法を適用すべきである」というものです。みなさん、ぜひご自宅に帰られたら、この文書、まだウェブサイトに載っていますから検索してみてください。実はですね、今読み上げた「たとえば都道府県単位のPTA連合会」による共済等に対しては」という部分だけが、消えているんですね。長い文書のこの一行だけが消えているんです。文章の表題も、日付も、金融庁宛の文書であることも、まったく変わっていない。つまり改ざんですね。今の日本社会がそういう具合になっている。同じ文書の中身が入れ替わっているということです。ぜひ確認してみてください。この部分は抜けています。

これでは、保険とか共済だけの問題ではないということです。非常に残念なことに日本の金融庁は、日本の国民生活を守る、そのための保険行政から大きく後退しています。まるで逆のことをやっていますね。本来ならば、10年ほど前、雨後の筍のように広がった、共済の名前を使って無認可で保険を営業する業者の問題がまずあったんですね。国民生活センターなどに、「大

丈夫なのか」「おかしいじゃないか」という声が寄せられました。本来ならばその業者を取り締まらなければならなかった。これは保険業法を改定しなくてもできたんです。ところが、いつの間にかその業者が「少額短期保険業者」という事で生き延びる道ができて、障害者やPTAなどのような手弁当で、ボランティアでやっているものすらマーケット拡大のために規制ということになってきました。私は、これは日本社会全体の問題であるし、日本の保険事業にとっては、一時的にマーケットが拡大したとしても、ひどいことになってきます。いよいよ僕は、日本の社会というものが成り立たなくなってくる恐れがあると思います。ともかく、そういう状況のなかにあるということですね。

ぎりぎりの状態の中で大事なことがみえてくる

昨日、保険業界とは別の仕事をしている方とお話しする機会があって、「なぜそんな現代版の不平等条約を結ぶことになったんだろう。どうしてなんですか」って聞かれました。みなさんはどう思いますか。これは本質を突いた質問です。バブル経済のときもそうですけれども、その後の処理の経営責任などを考えると、本当に日本の保険業界や、経営者が保険という仕事に対して社会的な責任を果たすという立場に立っていないのではないかと。とりあえず自分の立場を守る、保身をはかろうとしてきたのではないのでしょうか。ですから昨今の新聞でも、「損保の経営者の潔さというのが見られない。ともかく自分の身を守るために汲々としている」ということが伝えられているわけですね。

やはり基本的な立場、これを回復するということが大事ではないかと思えますね。実はもう生保も損保もぎりぎりの状態に置かれているんじゃないですか。だって数日前の報道ですが、生保12社だけで110万件の不払いでしょう。その前の不払いが山ほどあるんですから、これからどういう件数になるかわからない。損保についても似たようなものですね。ぎりぎりという状態に追い込まれているんじゃないのでしょうか。

一方で全損保のような非常に先駆的な、原則的な提案をしてきたそういう労働組合を目の敵にする。そういうことがあってはならないと思います。ぎりぎりの状態になるとやっぱり物事は見えてくることもあるんですね。阪神大震災のときに日本の社会はいろんな問題があるけれども、けっこういいものを持っている。助け合い、ぎりぎりのときに人が人を助けるという精神が残っている。こういうことは地震の時にみえてきました。社会とか、リスクのあり方というものも見えてきますね。今の日本の社会が危機であるとしたら、危機が、危機としてまだ充分に見えていない。そこに危機があるんじゃないかと、私は思うんです。

プロの眼こそ、保険の仕事をする人たちにもっとも大切

そうすると、個々の人間としては確かに弱い存在であるけれども、我々がもっとも大切なもの、何を守るかということですよ。本来であればぎりぎりの状態に、働くものを追い込むようなことをしてはいけませんよ。経営としても。だってすばらしい人たちがたくさんいるんですから、その人たちの能力をいかさないのはおかしいと私は思います。じゃあ働いている人たち、保険の仕事をしている人たちがもっとも大切にしているものは何なのか。これはプロとしての眼じゃないですか。その社会と人々の状態、リスクの状態がどういう具合になっているのか。それをきちんと見る力、見ようとする力、これをもっているかどうかじゃないでしょうか。

私は保険会社を辞めて研究者として仕事をしています。研究者にとって「見る力」は大事ですが、何も研究者に限らないと思います。働く人、特に保険という仕事に関わる人にとって、極めてそのことは大事だと思いますね。ある経済紙の編集者と一昨日、話をしたら、保険業界にだいぶ批判的だったみたいですが、日本の保険事業に「それでも私はまだ愛情をもっている」、「希望をもっている」とも言っていましたね。私自身も保険事業の応援団だという気持ちは持っています。やっぱり大事なものをきちんと守っていこうという気持ちがあります。

なかなか大変な状況ですが、ぜひ、何十年も全損保が培ってきた「見る力」を、いかして行ってほしいな、またいかせるような産業にしていきたいな、行ってほしいなという希望を述べておきたいと思います。

.....

司会) ありがとうございます。共済の例も取り上げながら、市場原理のもとで、規制をしていくことが、結局は弱者が切り捨てられていくという点についても丁寧にお話していただいたのではないかと。その中で、経営が利益追求に走るということではなくて、原理原則に立ち戻るといえることが何より必要ではないかと、ということをお話いただきました。

図表 14 「不払い問題」、「取り過ぎ問題」と織りなして進む
損保「自由化」新局面

年	月	金融庁、損保協会などの動向
2004	12月	24 金融改革プログラム
2005	1月 ～ 7月	3/29 金融改革プログラム工程表を公表 5/2 保険業法改正（06年4月施行） 少額保険業者に規制導入、契約者保護制度見直し 6/24 金融コングロマリット監督指針策定
		8月 12 保険会社向けの総合的な監督指針策定 12 少額保険業に関する保険業法施行令、施行規則（案）を公表
	9月	30 付随的保険金の追加支払件数等について報告命令（10/14 期限）
	10月	14 付随的保険金の追加支払件数等・報告期限
	11月	25 損保 26 社に行政処分（業務改善命令）
2006	1月	13 行政処分を受けた各社が業務改善計画書を提出
	3月	1 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム 中間論点整理「適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方」を公表 30 保険金支払い管理態勢の改善・整備の着眼点を明確化する監督指針改訂案を公表
4月		1 付加保険料率の届出義務廃止・審査簡素化 1 監督指針に保険会社の取締役の資質規定導入 解任もありうる内容に 1 少額保険業者制度導入、契約者保護制度見直し
	5月	1 I BNR 備金の積み立てルールの整備 1 第三分野の責任準備金の積み立てルールの整備 22 保険会社に係る検査マニュアル改訂案公表 25 損保ジャパンに行政処分（改善命令・停止命令）
		6月
7月		
	8月	11 保険金支払漏れ再調査を9月末に終えること等を要請
	9月	29 保険金支払漏れ再調査報告期限
	10月	31 第三分野商品管理態勢等報告期限
	11月	17 付随的な保険金支払漏れに係る調査完了時期の報告を命令（12/8 期限） 20 ソルベンシーマージン比率の算出基準に関する検討チーム会合（以降、適宜開催） 24 大同火災に行政処分（改善命令） 29 山本金融担当大臣 「不払い問題根は深い。存続かけ再編も」との発言が報道

年	月	金融庁、損保協会などの動向
	12月	5 監督指針改訂案を公表（適合性原則を踏まえた保険商品販売 / 保険持株会社の子法人の扱い / 予定死亡率の公表 / 約款の平明・簡素化） 20 火災保険の適正な募集態勢等に係る点検の要請 21 損保協会「募集文書等の表示に係るガイドライン」、「保険金請求からお受け取りまでの手引き」を作成
2007		1月 各社で「付随的な保険金支払漏れ」の調査開始。ツーバイフォーなどの「取り過ぎ問題」は3月期限に調査開始。その他火災保険「取り過ぎ問題」は1年かけ調査を実施することに
	2月	23 三井住友海上に対する業務一部停止命令解除
	3月	14 損害保険会社10社に第三分野商品に係る保険金不払いについて行政処分（改善命令・停止命令）・調査結果を公表 15 協会長ステートメント 「適合性原則」対応として意向確認書を自動車・火災に拡大、「募集に関するコンプライアンスガイド」策定、「第三分野商品に関するガイドライン」検討、代理店試験制度の再構築などを発表 20～ 各社が「付随的保険金支払漏れ」、「火災保険取り過ぎ」の調査結果を順次発表（発表結果は図表18を参照） 30 クーリングオフ制度の「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」などを公表 30 金融担当大臣が「金融改革プログラム」終了にあたっての所感・進捗状況を発表
		4月
	5月	18 損保協会会長が国会に参考人として招致される 31 損保各社は金融庁の要請（4月）に基づき、自動車保険、火災保険、傷害保険の改定・廃止の方針、各部門の連携態勢などを報告

司会) それでは吉田委員長、全損保では、損保「自由化」新局面というところからこの時代を語ってきていますが、このまま行けば損保にはどのような未来が待っているとお考えでしょうか。

吉田 “人でなしの社会”には
“人でなしの損保”がつくられていく

「市場原理の掟」とは何か

自己責任で「淘汰の競争」歩まされる損保

「自由化」新局面という言葉の定義は議案などを見ていただければと思いますが、斎藤貴勇さんの言い方を借りれば、いま、“人でなしの社会”がつくられようとしているわけですね。損保というのは、その時々社会にどう保険を提供するのか、悪く言えばその時々経済政策に寄生をする形で発展をしていくという、もともと性質をもつ産業ですから、“人でなしの社会”ができるときには、“人でなしの損保産業”ができるということだと思のです。例えば、“戦争をする国”になれば“戦争に奉仕する損保”になっていく。格差社会ができて、弱い人間が貧乏人になり切り捨てられるということになれば、弱い人間に奉仕する損保産業なんてありえないわけですね。一握りの人間に利益が滴り落ちる社会になれば、そういう人たちに奉仕をする損保にされていく。“人でなしの社会”に、“人でなしの損保産業”がつくられる。そういうことになっていくことが、いまの新局面だと思のです。

でもいま、金融庁をはじめとして、「損保は消費者のための産業に生まれ変わるんだ」というような言葉がふり撒かれていますよね。僕たち損保労働者はまさにそういう思いで仕事をしています。だから人でなしなんかにならないんじゃないのか、と思われるかもしれない。でも、間違っちゃいけないことは、「市場原理の掟」って何なのかということですよ。聖人君子になれるということでは決してなくて、結局、この国につくられていく、格差社会とか弱肉強食の経済のなかで競争しろというところに、「掟」の本来のところがあるわけです。つまり今、各社が懸命に消費者保護という名で整備をさせられていることは、実は、自己責任で、「掟」に従って競争をする土俵をつくらされていることと考えるべきです。

端的なことを申し上げると、つい先日・4月13日に山本金融担当大臣はこう言っているわけです。「改善がなされなければ、いわば淘汰をされる」「競争に対しての緊張関係を持っていただければ、新たな段階を踏まなければならない運命がそこまで来たということ」と。このように保険産業の現局面を

説明しているわけです。まさにこれは本性だと思います。もともと損保が補償機能という社会的役割を果たす産業だと考えたときに、淘汰をされて良いような産業では決してないわけですね。本間先生がおっしゃられた「遠い約束」を守るというのが損保の役割ですから。しかし、「淘汰をされていくんだ、損保は」と大臣は宣言をしているわけですから、結局、今の切捨てる社会、格差社会の弱いものが潰されていく社会、それにふさわしい損保産業、“人でなしの損保産業”、“人でなしの社会に奉仕する損保産業”というようにつくられつつある。私たちは、そういう中におかれているということが新局面の最も本質的なところではないでしょうか。

投資家のために、投資効率としての「効率化」を争う競争に

もう一つ。鳥畑先生の問題意識ですが、投資家のための金融がつくられていくとおっしゃいました。いま、「金融改革プログラム」が終わりまして、金融改革プログラムの次に金融をどうするかという話で、金融審議会に「わが国金融資本市場のためのスタディグループ」ができています。そこで言われているのはM&Aとかデリバティブでどのように金融部門が収益を上げていくのかという話ばかり。産業に資金を提供するなんてことで「役割を果たしている」なんて言ってもらっちゃ困る。もうそういう時代じゃないのだというのです。銀行が、証券会社が、あるいは投資家が収益を上げるために役割を果たす市場を日本にどうつくるのかという議論で、ユーフォリアというか、一色な訳ですよ。そう考えたときにいったい損保はどうなるのか。

投機したときのリスクとリターンが支配する金融、それが規定をする社会になる。そうすると、これまでの損保の効率化とこれからの効率化は、姿ががらっと変わる。ここに注目しておかなければならないと思うのです。これまで効率化というと、損保会社が他の会社と競争して事業費率が下がった方が勝ちという、そういう効率化だったわけですが、これからはそうじゃなくて、投資家が投資収益を上げるために保険会社に効率化を求めている。あるいは、損保の経営者が投資家に満足してもらえるための効率化をする。そのために、全体としても効率的な損保業界であることが求められている。そういう効率化の質が変わっていくと思うのです。資料に掲載し(図表15)、いろんな形でお話しもしていますように、アメリカに比べて日本の損保は、収保の規模は6分の1ですが、代理店数は3倍ある。事業費率はアメリカよりも10%以上高い。今のような論議のなかで効率化が語られたときに、この非効率な損保市場をとにかく、とりわけ非効率な代理店制度を何とかしようという力が働いていくことは想像に難くないと思うのです。

新局面とは、聖人君子になれるということじゃなくて、競争をしること。その土俵がいまつくられている。その競争は何なのかというと、いま言ったような意味での効率化を追求する競争。その意味での効率化が急加速されていくというのが、今の新局面の実相ではないでしょうか。そこに本当の展望が見出すことができるのか、という問題に僕たちはぶち当たるわけです。

図表 15 雇用者数から見た従業員、募集従事者の日米比較

雇用者数からみた従業員、募集従事者の日米比較
アメリカ保険業界の雇用者数 (1995～2004)(千人)

年	元受保険会社		保険代理店 および ブローカー
	生保・健保・ 医療保険	損害保険	
1995	807.4	552.0	536.9
1996	788.0	558.2	547.0
1997	797.4	566.9	559.9
1998	816.8	592.0	574.9
1999	815.3	603.9	585.3
2000	808.8	591.6	587.9
2001	807.7	591.3	597.9
2002	791.1	590.0	616.0
2003	789.0	608.6	628.5
2004	765.6	607.7	644.9

日米の比較 (2004年度・単純計算)

国	保険料	対米国	損保雇用	対米国	募集者	対米国
アメリカ	603,018		607.7		644.9	
日本	105,587	18%	85.7	14%	1797.5	279%

*アメリカ保険業界の雇用者数、日米の保険料の数値の出所は「ザ・ファクトブック 2006 アメリカの保険事業 (損保ジャパン総合研究所)」。日本の雇用者数は「インシュアランス損害保険統計号」。募集者数は「損害保険ファクトブック 2006 (日本損害保険協会)」より。「日米の比較」は、これらの数値から編集部が単純に計算した参考値。
(全損保 2007 年春開討議資料)

図表 16 アメリカ損保事業のコンバインド・レシオ

(1998～2004)

年	損害率	経費率	コンバインド・レシオ
1998	76.4	27.6	104.0
1999	78.5	27.9	106.4
2000	81.0	27.5	108.5
2001	88.1	26.6	114.7
2002	81.0	25.4	106.4
2003	74.6	24.9	99.6
2004	72.6	25.1	97.6

「ザ・ファクトブック 2006 アメリカの保険事業 (損保ジャパン総合研究所)」より
(全損保 2007 年春開討議資料)

保険はその国固有の文化

効率悪いから切捨てでは保険制度は守れない

けれども、保険というのは、そもそもその国固有の文化です。いま安倍首相が言っている「愛国心」には賛同できませんが、日本には“日本の文化”—日本が育ててきた助け合いの文化であるとか、お互いを切り捨てるのではなくて、そこそこで協力しあうとか、そういう社会があったわけです。保険制度もそういう社会にふさわしい保険制度としてつくられてきた。だからアメリカの代理店と比べたら、多少お金の面では非効率だけれども、社会の隅々に、代理店さんが、小規模だけれども保険を提供するという募集網制度がつくられてきたわけです。それを効率が悪いからと切り捨てていいのかという問題があります。

それから「募集網の質の向上」なんて言っていますが、結局、さっき言ったような「効率化」のなかに代理店、募集網の政策が位置づけられると、どんどん切り捨てられていくということになっていくわけです。いま制度廃止問題に直面している日動外勤の仲間ですが、保険会社に直雇されて、きちんと保険をお届けをしていくというところを言うと、一番知識を持って、一番丁寧に、一番長年付き合える形で保険を提供しているのが外勤社員なわけですよ。それが効率化の渦中に入ったら、ただ効率が悪いからと切り捨てていく。「質の向上」というが、こういうことでもいいんだらうか。これで、日本の保険制度が成り立つんだらうか、ということが問われています。では、労働者はどうなのか。外勤社員はもちろん労働者ですから、そのようにされかねないという面で、日動外勤の問題はすべての損保労働者にとって一大事です。また、労働ビッグバンなんて片方で行われているわけですから、そのような規制緩和もいろんな形で利用しながら、さっきいったような意味での効率化を実現するために、労働者のところにどんどん犠牲を押し付けていく。「不払い問題」を起こしたのは「合理化」のしすぎだっていうことは、損保労働者みんなの共通認識だと思うのですが、それをさらにすすめていこうということになってしまいます。

それで、本当の意味で、日本の社会に安心と安全を提供するような損保産業というものが育まれていくかということ、まったく「ノー」ですよ。このなかに例えば不祥事を起したら退場するといったような仕組みまでビルドインされていくと、保険産業というもののそのものが成り立つか、成り立たないかということまで追いつめられていくと思います。この社会が“人たなし”になっていくということと同時に、ろくでもない道に損保産業が歩ま

されていくというのが、いまの新局面だと見ておくべきではないかというふうに思うのです。

そういうふうに新局面を見たときに、じゃあ僕たち全損保という労働組合、あるいは一人ひとりの損保労働者がこれから先の損保産業をどう築いていくのか。と考えたとき、「こういう社会にしなきゃいけないんだ」という問題とともに、損保産業の姿を語らなければならない、そういう時代に入り始めていると同時に思うのです。そういう視野でこれから先の損保産業を語っていくということが僕たち一人ひとりに問われているということも、また新局面の一つの特徴ではないかと思えますね。

保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム中間論点整理「適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方」より抜粋

3. 中期的な課題

(1) 募集人等の手数料開示について

募集人等の手数料が多い商品をあえて選択するといった弊害を防止する手段として、例えば、募集人等の手数料を開示する等の方策について検討していくことが必要ではないか。

(2) 募集人等の質の向上

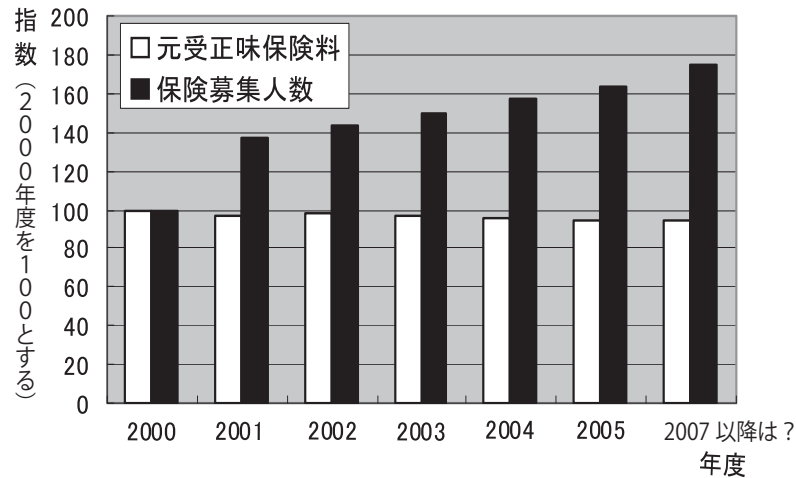
顧客のニーズに応じた保険商品の提案等を行っていくためには、実際にそれらを行う募集人等について、例えば、募集人等に対する教育体系の見直しやその登録要件として一定の資格を要求する等、資質の向上を図る方策について検討していくことが重要ではないか。

図表 17 保険募集人をめぐる激変情勢

郵便局と銀行の全面参入のインパクト

元受正味保険料と保険募集従業者の推移

2007年度以降はどうか



飽和状態の損保販売マーケットに郵便局、銀行が参入。募集人数が膨らみ、その総数の1/4が郵便局、銀行となる。

元となる数値は「損害保険ファクトブック 2006 (日本損害保険協会)」より (全損保 2007年春閣下討議資料)

<まとめ>

損保労働者へのメッセージ

司会)ありがとうございました。様々な角度からお話をうかがいました。大変残念なんです、時間の関係もありますので、最後にまとめも含めましてお一人ずつご発言をしていただくということにさせていただきたいと思ひます。それではまず鳥畑先生からお願いをします。

鳥畑 「投機家に責任をもつ政治」を「国民に責任をもつ政治」に。バラバラにするのではなくともに支えあう社会を

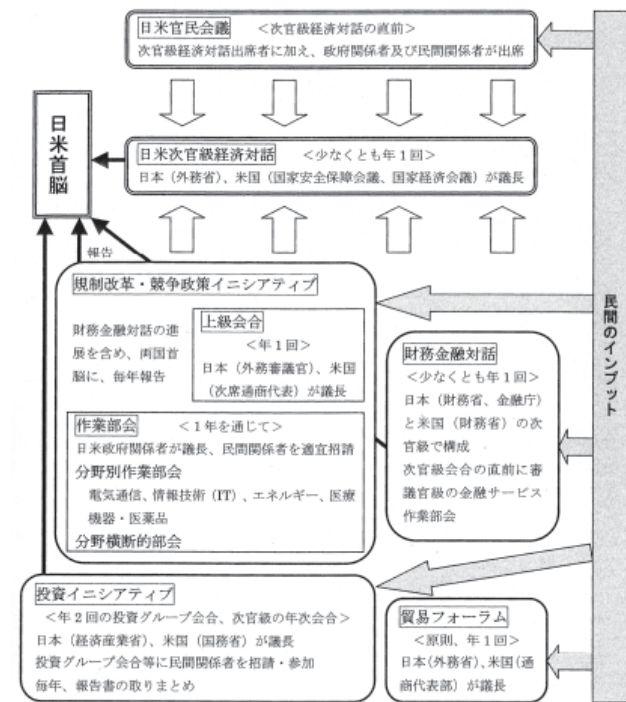
本当にどういふ社会にすむべきなのかと考えたとき、「投資家本位の社会」を乗り越えていく、ということが何より求められています。投機家の中心は、アメリカの投機家です。つまり市場原理にもとづく社会というのは、アメリカの投機家、そこに日本の投機家も加えた人たちに責任をもつ社会、政治、行政ということになってしまひて、本当の意味での国民の利益、国民の生活に責任をもつ社会ではどんどんなくなっています。そのなかで、例えば銀行機能や保険機能が否定されていく。銀行であれば、信用創造を通じて、個別の企業の信用をバックアップして、リスクを社会的に引き受けて助けていくという機能が否定をされていくということになっていくと思うのです。

さらに市場原理というのは、ものすごくミクロのものの考え方なんです。個人とか企業であるとか、金融商品とかどんどん、どんどん細分化していく。そういった意味では社会の共同性、助け合い、共生というものを解体していく、ばらばらにしていく論理であらうと思っています。そういった意味では、そういう社会をばらばらにしていくのではなくて、本当にともに支えあっていく、そういう社会を私たちはつくっていかないと、日本の社会の本当の展望というのは、ひらけないのだから。そういった意味では、いまの首相の言う「美しい国」だとか、「愛国心」というものの中身というのは怪しいものです。

最後になりますが、2001年にブッシュが政権をとったときに、アメリカのあるシンクタンクが、「これからの政策圧力というのは貿易摩擦のような

外圧じゃなくて、内圧ですよ」と提言しました。日本社会のなかにどんどん入り込んでいって、そこから圧力をかけていって、日本社会を変えていくのだ、それがいいんだと。そういう提言にもとづいて、日本社会がものすごく様変わりしてきたと思ひます。佐々木憲昭衆議院議員が『変貌する財界』（新日本出版社）という本で詳細に書いていますが、今の日本経団連などのなかに外資系の資本がものすごく入り込んできている。日本の様々な政策形成の場である審議会にも外資系企業の代表者がどんどん入り込んできて、内側から政策をつくってきている。そういった中で本当に国民に責任をもつ政治がどんどん否定されていって、そういった投資家、投機家に責任をもつ政治に変えられてきているのだなど。そういった意味では、この国を憂う気持ちがあれば、これを何とかしなければいけないのだからと思ひます。

図表 18 成長のための日米経済パートナーシップ (2001年～)



<資料>経済産業省、外務省による報告書より作成
佐々木憲昭編著「変貌する財界 日本経団連の分析」(新日本出版社・2007年)より

司会) ありがとうございます。それでは本間先生いかがでしょうか。

本間	社会とリスクをきちんと見ることが保険の仕事そのもの。「社会の共同業務としての保険」を進めてほしい
----	--

バブル経済を引き起こし、経営を破綻させた責任を自ら取った経営者は銀行も生損保もいなかったですよ。追い詰められて辞めざるを得なかった方はいますけれど、自ら自分の職業人としての責任を取った方はいなかったわけです。大蔵省、金融庁も責任をとりませんでした。いま同じことが、やっぱり繰り返されているように思います。

P T Aの掛け金、年間数百円、数十円。これに対してP T Aとか障害者の団体が金融庁と繰り返し交渉をしています。金融庁の官僚はこういう具合に言っているそうです。「お金を出し合っているのだから、これは金融・保険業である」と。そうすると子供銀行なんていうのも金融・保険業、「銀行」だということになってきますね。先ほどの、ホームページ上のACCJの文書にみられるように、責任はとらないということになりますね。公文書そのものが入れ替えられているわけですから。

やはり、きちんとものを見ていくということが大事なことになっています。必要なときに、必要な生き方ができる。このことがいま求められています。確かに個々の人間として、なかなかつらいところがあります。思っている、あるいは思っているから言えないということがありますね。でも言わなくたって、眼を見るだけで伝わるものってあるじゃないですか。そういう人たちが職場に増えてきたら、ずいぶん僕は違ってくると思いますよ。社会と人々の状態、リスクのあり方、これを見れるかどうかということは、保険の仕事そのものじゃないですか。

そういう眼を持てれば、仕事をして楽しいということにもなると思うんですね。「社会の共同業務としての保険」ということを、私はいつてきています。合理性を追求する。リスクをきちんと計測して、それを踏まえて変えていく条件をつくっていく。このことが大切になっています。ぜひ全損保という組合に結集して、それぞれの方々が自分の保険の仕事をすすめてほしいという期待をこめて終わりたいと思います。

司会) ありがとうございます。最後に吉田委員長からよろしくをお願いします。

吉田	「どんな社会に」「どんな損保産業に」語る場が決定的に大事。「損保産業・再生の視点」が展望きりひろく思い強く
----	---

さきほどの続きですが、どんな社会にするのか、どんな国にするのか、そのなかでどんな損保産業にするのか、こういうもの捉え方をして、そういうことを語り合えて、語り合えたことをめざしていく。そういう場があるのか、ないのかということが決定的に大事ではないでしょうか。具体的に言うと、今日の資料にも掲載した(P.58)、損保産業再生のために提示した5つの視点ですが、これを提示してよかったと思うのは、どんな社会にするのか、どんな国にするのか、どんな損保産業にするのか、そういったことがやっぱり全損保という労働組合の場で提示できたということです。今日の討論を通じて、ますますこの「視点」から損保の将来を考えていく先に、本当の展望が切りひろげる、という思いを強くしています。

「自由化」の直前に、私は全損保調査班としてアメリカを訪問しました。そこで、実感してきたことはいっぱいあるのですが、最も大事だと感じたことは、アメリカの保険業界にはなくて、日本の保険業界にあるもの—それは労働組合だったということを見つけたことです。「不払い、取り過ぎ問題」が現実起きてしまったということといえば、労働組合がもっと役割を果たせば防げたのではないかと、という面はあるかもしれません。しかし、現にいま、産業の社会的役割は守らなきゃダメだということをまっすぐに言える労働組合がここにある。これが展望だと思います。

「自由化」というのは、トラをオリから放すという問題だとさっき言いました。現実に「自由化」以降は、会社破綻、首切りという攻撃に立ち向かうたたかいがずっと続いていくわけですね。じゃあ、そのたたかいは、いったい何だったのかと問うと、そこに「労働組合の存在が展望」といえる確信がある、ということではないでしょうか。たとえば東京海上日動社による外勤社員制度廃止を止めるといういくさも、そのなかで、例えば理不尽な解雇は事前に差し止めることができる、不採算だからと外勤社員制度を廃止することは認められないという判決を手に入れている。運動と訴訟と両方の力があいつた到達点ですが、このように、たたかいが全体の歯止めになるという地歩も固めています。各支部・地協みんなで頑張っている春闘もそうだし、長時間過密労働の改善の問題もそう。地道だけど、たたかいのなかで明日を切りひろく努力を重ねているって

というのが僕たちの姿です。

「仕事がこんなに忙しく、矛盾を感じる事が多いものだと思わなかった」。「こういうもので、すべてが打ち消され、仕事をするのが嫌になる。社長は“再生だ”と、今ごろ社員を氣遣ったような発言を繰り返すが、いまさら何を言っているかと思うし、空々しくて信用できない」。「不払い、取り過ぎ問題」の中で、春闘アンケート



産業の明日を切りひらくため団結ガンバロー

トに書かれた一人一言です。全損保にはこういう一言がいっぱい寄せられているわけですね。組合員が、おかしいと思ったことを、呟きじゃなくて、文字で記すことができる。そこから何かをしようとする役員がいる。こういう労働組合であるということが、やっぱり今の時代、希望であり、確信だと思います。

この労働組合に確信を持つということが、明日をかえる力になる源になる。この労働組合に確信を持って明日をかえるみんなの努力で展望がつかめる。これをよびかけてまとめの話にしたいと思います。

.....

司会) ありがとうございます。パネリスト3人の方に長時間論議をいただきました。事態に対する認識、今後の方向性が示されたものと感じています。社会全体に新自由主義がいきわたり、市場原理の中で産業そのものがつくりかえられていく力が強まっています。これに対して、損保労働者としての眼を持って、社会を変えていく、損保産業をかえていかなければいけない。そのために労働組合に結集していくということがよびかけられました。今日のパネルディスカッションでの論議を礎に、全損保全体としても、産業に真の健全性を取り戻すとりくみをさらにすすめていきたいと思います。

それではパネルディスカッションについてはこれで終わりにします。先生方、吉田委員長ありがとうございます。



4・18 全損保 シンポジウム

どこへ行く「不払い・取り過ぎ問題」

「自由化」新局面を迎えた損保の展望を語る

発 行：2007年6月15日
発行者：全日本損害保険労働組合

表紙はシンポジウム オープニングDVD
「損保の神」の画像より